

市立湖東ひばり幼児園部分改修工事 (建築工事)

番号	図面リスト		図面リスト	
A-1	建築工事特記仕様書(1)	—	A-21	改修後展開図-3 S=1:50
A-2	建築工事特記仕様書(2)	—	A-22	改修後展開図-4 S=1:50
A-3	建築工事特記仕様書(3)	—	A-23	天井伏図 S=1:200
A-4	工事区分表	—	A-24	建具表、部分詳細図 S=1:100 S=1:20
A-5	付近見取図	S=1:2500	A-25	立面図(参考図) S=1:200
A-6	配置図	S=1:400		
A-7	平面図	S=1:250		
A-8	部分平面図	S=1:200		
A-9	平面詳細図-1	S=1:50		
A-10	平面詳細図-2	S=1:50		
A-11	平面詳細図-3	S=1:50		
A-12	平面詳細図-4	S=1:50		
A-13	現況断面詳細図	S=1:30		
A-14	改修後断面詳細図	S=1:30		
A-15	現況展開図-1	S=1:50		
A-16	現況展開図-2	S=1:50		
A-17	現況展開図-3	S=1:50		
A-18	現況展開図-4	S=1:50		
A-19	改修後展開図-1	S=1:50		
A-20	改修後展開図-2	S=1:50		

発注者：東 近 江 市
設計者：瑞晃建築事務所

建築工事特記仕様書					
I 工 事 概 要	工事名称	市立湖東ひばり幼児園部分改修工事（建築工事）			
	工事場所	東近江市平松町829番地			
	用途規制	第1種低層 第2種低層 第1種中高层 第2種中高层 第1種住居 第2種住居 準住居 近隣商業 商業 準工業 工業 工業専用地域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
	その他の規制	風致地区 自然公園 市街化区域 市街化調整区域 法22条指定区域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
	工事期間・限	契約工期による。			
	NO	名称	工種	構造	床面積 (㎡)
		市立湖東ひばり幼児園	改修	鉄骨造	3,922.23
概要説明	本工事は、市立湖東ひばり幼児園部分改修工事に伴う建築工事一切を行う。 図面記載のある工事一式				
別途工事					
II 建 築 工 事 仕 様	1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁審判部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「解体共通仕様書（最新版）」という。）による。国土交通省大臣官庁審判部監修「建築工事監理指針（最新版）」及び「建築改修工事監理指針」を参考とする。				
	2 特記仕様 (1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は◎印のついたものを適用する。 ◎印のない場合は※印のあるものを適用する。 ◎印と◎印のある場合はともに適用する。 (3) 特記事項に記載の○内表示番号は、標準仕様の項目、当該表、当該箇所を示す。 3 施工に際し、施工手順書である建築工事施工チェックシート（最新版）に従い、提出すること。				
	1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁審判部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「解体共通仕様書（最新版）」という。）による。国土交通省大臣官庁審判部監修「建築工事監理指針（最新版）」及び「建築改修工事監理指針」を参考とする。				
	2 特記仕様 (1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は◎印のついたものを適用する。 ◎印のない場合は※印のあるものを適用する。 ◎印と◎印のある場合はともに適用する。 (3) 特記事項に記載の○内表示番号は、標準仕様の項目、当該表、当該箇所を示す。 3 施工に際し、施工手順書である建築工事施工チェックシート（最新版）に従い、提出すること。				
	1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁審判部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「解体共通仕様書（最新版）」という。）による。国土交通省大臣官庁審判部監修「建築工事監理指針（最新版）」及び「建築改修工事監理指針」を参考とする。				
	2 特記仕様 (1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は◎印のついたものを適用する。 ◎印のない場合は※印のあるものを適用する。 ◎印と◎印のある場合はともに適用する。 (3) 特記事項に記載の○内表示番号は、標準仕様の項目、当該表、当該箇所を示す。 3 施工に際し、施工手順書である建築工事施工チェックシート（最新版）に従い、提出すること。				
	1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁審判部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「解体共通仕様書（最新版）」という。）による。国土交通省大臣官庁審判部監修「建築工事監理指針（最新版）」及び「建築改修工事監理指針」を参考とする。				
	2 特記仕様 (1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は◎印のついたものを適用する。 ◎印のない場合は※印のあるものを適用する。 ◎印と◎印のある場合はともに適用する。 (3) 特記事項に記載の○内表示番号は、標準仕様の項目、当該表、当該箇所を示す。 3 施工に際し、施工手順書である建築工事施工チェックシート（最新版）に従い、提出すること。				
	1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁審判部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「解体共通仕様書（最新版）」という。）による。国土交通省大臣官庁審判部監修「建築工事監理指針（最新版）」及び「建築改修工事監理指針」を参考とする。				
	2 特記仕様 (1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は◎印のついたものを適用する。 ◎印のない場合は※印のあるものを適用する。 ◎印と◎印のある場合はともに適用する。 (3) 特記事項に記載の○内表示番号は、標準仕様の項目、当該表、当該箇所を示す。 3 施工に際し、施工手順書である建築工事施工チェックシート（最新版）に従い、提出すること。				

14	建築材料等	建築材料等は、極力市内産品を選定することとし、製品等は、特記されたもの又は同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承認を受けること。 屋内で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。あわせて、その他室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策として、その原因となる物質の含有率が低減度である材料を選定する。（標準を参考とする。）さらに、環境配慮の観点から、グリーン購入法に基づくエコマーク商品や建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材の利用にも努めること。（I.4.1）
15	材料の品質等	本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマークの表示のない材料及びその製造者は、次の(1)から(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定、免許等を取得していること。 (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（社）公共建築協会等）が発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価事業」の評価書の写しを、監督職員に提出して承認を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合は、この限りではない。また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等以上の品（以降、同等品と記す。）を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承認を受けること。（I.4.5）
16	材料等の保管	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い溢漏を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等、確実な管理を行うものとする。（I.4.6）
17	特別な材料の工法	標準に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造者の指定する工法とする。
18	材料の検査に伴う試験	試験は、公的試験場で行うものとし、その場所の決定に当たっては、監督職員の承認を受けること。（I.4.5）
19	技術士	(I.5.2)
通用工事種別		
技術検定作業		
20 化学物質の濃度測定		
施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、アセトアルデヒドの濃度を測定し、報告する。測定は、パッシブ型採取機器により行う。 測定前の測定 ※行わない ・行う ※測定対象 ※ 図示 測定箇所数 ※箇所（監督職員の指示による。） ・ 図示		
21	技術検査	工事施工中において、適宜中間技術検査を行う。（I.6.2）
22	完成時の提出図書	※完成図（しゅん工図）提出部数 ※4部 ・ 部（原図訂正した図面）（I.7.1から3）（表1.7.1） ※施工計画書 提出部数 ※1部 ・ 部 ※施工図 提出部数 ※1部 ・ 部（指定サイズ及び電子媒体（CD-R）） ※安全に関する資料 提出部数 ※2部 ・ 部 ※東近江市の求める書類とする。【データとも提出（JWW及びPDF形式）】
23	各種検査合格書等	各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書、保証書、その写し各2部を提出すること。 なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請書・材料製造者の承認書とする。
24	取扱説明書の作成	しゅん工譲渡し時に、取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。（部数、詳細については、監督職員の指示による。）
25	工事写真	工事管理写真はカラーとし、その内容が明確に判別できるものとする。デジタルカメラの総画素数は600万画素以上（2800×2100）以上とする。 区分 分類・規格 撮影箇所 提出部数 備 考 着工前 ・サービズ版 ・5・9 ○30 1 状況によりつなぎ写真 工事中 ・サービズ版 ・5・9 ○30 1 必要に応じ撮影する 完成時 ・サービズ版 ・5・9 ○12 1 完了後撮影 定期提出 ・サービズ版 ○3・6・9 2 工事進捗用 しゅん工写真 ・サービズ版 ※キャビズ版 ・5・9 ○7 1 主として下階 ・サービズ版 ※キャビズ版 ・5・9 ○30 1 主として下階 ファイル形式はJPEG及び、DVD-Rにて提出すること。
26	設計GL	※図示 ・現場にて指示
27	市内下請	市内下請業者・市内材料運達の促進について 1 本市発注の建設工事等の施工に当たり、下請契約する場合には、できる限り東近江市に本店を有する業者へ発注するよう努めること。その場合、適正な価格で請け負わせ、下請代金は、適正な期間内に支払うこと等、下請契約、下請代金支払の適正性に努めること。 2 工事施工に必要な建設用資材や建設機械を購入又は借入れた場合は、極力地産地消するなど、施工に当たって配慮すること。（現場事務所等での事務用品も含む。）
28	保険等	受注者は、工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を講じること。
29	施工体制点検	受注者は、電気を遵守し、不法無届局を掲載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無届局を掲載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督職員にその報告すること。 受注者は、施先に先立ち地元自治会、近隣住民等に工事施工内容の説明を行うこと。
30	近隣家屋の調査	受注者は、工事の着手前及び完了後に、図示部分の近隣家屋・工作物等の調査を実施し、工事の起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は、受注者の責任において現状に復旧すること。また、受注者自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。
31	バリアフリー	バリアフリー化に当たっては、「だれもが住みかとなる福祉促進のまちづくり条例」を遵守すること。 工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。 指定サイズ（A1又はA3）4部 施工図等の著作権に係わる当該建築物に関する権利は、発注者に移譲するものとする。 使用燃料、燃料等の使用を抑制し、効率的な施工計画を立て、省エネルギー施工に努めること。
32	環境配慮	設計図書に明記なくとも、概観上、構造成上当然認められる軽微な変更及び追加工事においては、請負金額の増減対象としない。また、その費用（手数料等）は、一切受注者の負担とする。
33	軽微な変更	東近江市が発注する建設工事における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する連絡制度」の徹底について） 1 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員、暴力団関係者、その他発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で、速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 2 受注者は、前項により通報を行った場合は、速やかにその内容を記載した通報書（報告記録シート）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。 3 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 ・標準仕様書 1章 各章共通事項（I.5.8）工法の提案
34	その他	・実録については、所定の様式でやり取りを行うこと。
35	その他	
36	その他	
37	その他	
38	その他	
39	工法の提案	
40	その他	

1	鉄骨工	※石綿含有建材の事前調査 1. 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令に基づき実施のこと。 また、石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等資格者によるものとする。 2. 工事に係る部分の床面積の合計が90㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修工事等の事前調査を実施したときは、その結果を関係官庁までに石綿事前調査報告システムにより労働基準監督署及び市に報告するとともに、発注者に書面で報告すること。
2	仮設工事	① 監督職員事務所 監督職員事務所の規模（・10㎡・20㎡・35㎡・65㎡・100㎡）程度（2.3.1） ② 仮設トイレ ①0名程度の打合せスペースを確保する。現場事務所と兼用可能とする。 ③ 仮設作業場 図面に示る仮設板、金網柵、仮設等の仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。 ④ 工事用水 構内貯水の施設 ○利用できる ○有償・無償 ・利用できない ⑤ 工事用電力 構内既存の施設 ○利用できる ○有償・無償 ・利用できない ⑥ シート養生 必要に応じて室内内の壁、天井、床等シートで養生する。 解体作業を行う場所については、防塵シートを使用し、防塵対策を講ずる。 解体作業を行う場所については、防塵シートを使用し、防塵対策を講ずる。 特記でない限り産業養生網は、メッシュシートを使用する。 足場は、別契約の関連工事においても利用できるものとする。 工事の着手に先立ち、発注者に書面を作成して監督職員に提出すること。
3	土	① 基礎支持地盤の確認 掘削り完了後、監督職員の承認を得て施工する。また、支持地盤で設計支持力が得られないと見込まれる場合は、監督職員と協議の上適切な処置を取ることを。（3.2.1） ② 埋戻し及び盛土 種 別 ・A種 ・B種 ・C種 ・不足分は良土搬入する。（3.2.3） ③ 建設発生土の処理 ・構内貯留場所敷きならし ・構外指定場所敷きならし ※ 構外搬出適切処理（3.2.5） ④ 山留め ・自立鉄鋼橋 ・切妻掘削鉄鋼橋（3.3.1）
4	地	1 試験箇所 ※ 最近の1本 ・監督職員の指示による。 ○箇所（4.2.2） 2 載荷試験 ○箇所 載荷荷重：○○○KN 試験方法 ○箇所 ○箇所 載荷荷重：○○○KN 試験方法（4.2.3） 3 既設コンクリート杭 杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
5	業	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
6	工	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
7	事	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
8	コ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
9	ン	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
10	ク	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
11	リ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
12	ー	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
13	リ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
14	ー	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
15	コ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
16	ン	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
17	ク	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
18	リ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
19	ー	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
20	コ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
21	ン	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
22	ク	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
23	リ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
24	ー	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
25	コ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
26	ン	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
27	ク	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
28	リ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
29	ー	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
30	コ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
31	ン	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
32	ク	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
33	リ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
34	ー	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
35	コ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
36	ン	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
37	ク	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
38	リ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
39	ー	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）
40	コ	杭の種別 規 格 ・材 質 ※JIS（・A種・B種・C種） ・建築基準法の認定品（4.3.2）

1	鉄骨工	1 鉄骨の製作 ※ 構造物検査認定工場の認定グレード（・S・M・R・J）以上で監督職員の承認する工場（I.7.1）
2	鉄骨工	2 鉄骨の製作 ※ 適用する ・適用しない（I.7.1, I.7.4） 材 質 ・SS400 ・SSC400 ・STKR400 ・STK400 ・BCR295 ・BCP235（I.7.1） ・SM490 ・SN400A ・SN400B ・SN400C ・SN490C
3	鉄骨工	規 格 ※ JIS規格 ・建築基準法認定品（I.7.2） 種 別 ※ トルシア形高力ボルト（建築基準法認定品） ・ JIS形高力ボルト ・溶接継ぎ目高力ボルト（建築基準法認定品）
4	鉄骨工	構造用アンカーボルト 構造用アンカーボルト 材質（ ・ ABR400 ） 埋 入 アンカーボルト及びナットのねじの種類の種類、ねじの等級の種類、仕上げの程度 ・ 標準による。
5	鉄骨工	埋 入 の 種 別 ※ 鋼絞ボルト ・パイプボルト（I.7.6） ボルトの種類 ※ 鋼絞ボルト ・ 両ねじボルト ・ アイボルト
6	鉄骨工	※ CAD加工 ・（I.7.7） ・ 超厚板溶接継ぎ（継ぎは、第三水準溶接によるものとし、監督職員の承認を受ける。） A/Q/L ※ 4.0% ・ 2.5% ・ 図示による。 溶接基準 ※ 第三水準 ・ 鋼（ ）基準 ・ 図示による。 ・ 溶接継ぎ（1ヶ所以上高圧1箇場所行う。）
7	鉄骨工	※ アークスポット溶接 ・ 両端溶接（I.7.8） 合流スラブとして使用するデッキプレートの溶接 ※溶接継ぎ位置
8	鉄骨工	溶接の種類 ※ 屋内（JIS K 5674） ・ 屋外（JIS K ）（I.8.2） 塗装回数 工場1回、現場1回（I.8.3） ただし、無鉛塗料を使用する場合は、監督職員と協議すること。
9	鉄骨工	種 別 材料及び工法 材料及び工法 施工箇所（I.9.2） ・ 耐火材吹付け ロックウール ・ 半硬質 建築基準法上の規定を受けたもの ・ 耐火材塗り ・ 難燃性付（難燃剤付） 同上 ・ 耐火材巻付け ・ 同上 ・ ラス埋りモルタル塗り ・ 標準1層と2層による ・ 特定の耐火性能を有するもの
10	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
11	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
12	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
13	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
14	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
15	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
16	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
17	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
18	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
19	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
20	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
21	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
22	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
23	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
24	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
25	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
26	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
27	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
28	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
29	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
30	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
31	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
32	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
33	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
34	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
35	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
36	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
37	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
38	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
39	鉄骨工	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
40	鉄骨工	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。

1	コンクリート	1 建築用コンクリート 形状 ・ 空洞ブロック ・ 型枠上ブロック 種 別 ・ A種（08） ・ B種（12） ※ C種（16） ・ C種強化（16B）（8.2.2） 厚さ(mm) ・ 100 ・ 120 ・ 150（8.3.2） 耐 力 種 別 ・ 構造用による。（受圧部、端部（開口部）は種別による。） ・ 別図による。（8.2.5） 幅壁・壁 ・ 構造用による。 ・ 別図による。（8.3.3）
2	コンクリート	種 別 単位質量(N/m ²) 厚さ(mm) 耐火性能等 備 考 外 壁 間仕切り 壁紙用 床用
3	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種（8.4.3） 出隅・入隅目地幅(mm) ※ 40 ・ 間仕切りパネル工法 種 別 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種（8.4.4） 種 別 ※ ノンラスベスト品（JIS A 5441規格品）（8.5.2） ※ 塗品品 ・ 無塵品品 厚さ： ・ 外壁パネル工法 ・ A種 ・ B種（8.5.3） ・ 間仕切りパネル工法 ・ B種 ・ C種（8.5.4）
4	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
5	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
6	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
7	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
8	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
9	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
10	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
11	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
12	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
13	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
14	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
15	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
16	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
17	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
18	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
19	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
20	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
21	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
22	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
23	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
24	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
25	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
26	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
27	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
28	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
29	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
30	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
31	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
32	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
33	コンクリート	工 法 ※ A種 ・ B種（表1.10.2）
34	コンクリート	種 別 ・A種 ・B種 ・C種（表1.10.1） ※ 耐火材アンカーの使用は、原則として認めない。
35</		

10 石工工事

1 石材	(10.2.1)(表10.2.1)	種別	※ SUS 304	表面仕上げ	※ HL仕上げ	・ No. 2B	・ 鏡面仕上げ	(14.2.1)
2 テラゾブロック	(表10.2.2)	種別	※ B-1種	無着色				(14.2.2)(表14.2.1)
3 テラゾタイル	(10.2.1)	種別	※ B-2種	電解着色(色)				(14.2.3)(表14.2.2)
4 取付け金物	(10.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.2.4)
5 壁の石張り工法	(10.3.2)(10.3.3)(10.5.2)(10.5.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.2.5)
6 床及び階段の石張り	(10.6.2から3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.2.6)

11 タイル工事

1 材料	(11.2.1)(11.2.2)(11.3.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(11.2.3)
2 貼り付け用材料	(11.3.3)(表11.3.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(11.3.4)
3 あと張り工法	(11.3.3)(表11.3.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(11.3.5)
4 型枠先付け工法	(11.2.2)(11.4.2)(表11.4.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(11.4.3)
5 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	(11.1.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(11.1.4)
6 接着力試験 打撃検査	(11.1.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(11.1.4)
7 その他	(11.1.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(11.1.4)
8 タイル製造所	(11.1.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(11.1.4)

12 木工事

1 木材の使用について	(12.1.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(12.1.4)
2 木材の断面寸法	(12.1.4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(12.1.5)
3 表面仕上げ	(12.1.4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(12.1.5)
4 木材の含水率	(12.1.5)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(12.1.6)
5 木材の等級	(12.1.5)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(12.1.6)
6 防霉・防蟻処理	(12.3.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(12.3.2)
7 防虫処理	(12.3.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(12.3.3)
8 床材張り	(12.6.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(12.6.2)
9 巾木	(12.6.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(12.6.2)

13 屋根及びとい工事

1 性能	(13.3.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(13.3.3)
2 長尺金属板葺	(13.3.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(13.3.3)
3 折板葺	(表13.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(13.2.2)
4 アスファルトシングル葺	(13.4.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(13.4.3)
5 粘土瓦葺	(13.5.2)(表13.5.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(13.5.3)
6 とい	(13.5.2)(表13.5.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(13.5.3)
7 ドレン	(13.5.2)(表13.5.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(13.5.3)
8 雪止め金物	(13.5.2)(表13.5.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(13.5.3)
9 責任施工及び保証期間	(13.5.2)(表13.5.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(13.5.3)

14 金属工事

1 ステンレスの種類	(14.2.1)	種別	※ SUS 304	表面仕上げ	※ HL仕上げ	・ No. 2B	・ 鏡面仕上げ	(14.2.1)
2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(14.2.2)(表14.2.1)	種別	※ B-1種	無着色				(14.2.2)
3 鉄鋼の亜鉛メッキ	(14.2.3)(表14.2.2)	種別	※ B-2種	電解着色(色)				(14.2.3)
4 軽量鉄骨天井下地	(14.4.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.4.2)
5 軽量鉄骨壁下地	(14.4.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.4.4)
6 金属成型板張り	(14.6.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.6.3)
7 アルミニウム製窓木	(14.7.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.7.3)
8 手すり及びトラップ	(14.8.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.8.3)
9 エキスパンションジョイント	(14.8.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.8.3)
10 天井張り線	(14.8.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.8.3)
11 天井張り線	(14.8.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.8.3)
12 吊钩口	(14.8.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(14.8.3)

15 左官工事

1 モルタル塗り床目地	(15.2.5)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(15.2.6)
2 セルフレベリング材	(表15.4.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(15.4.2)
3 仕上塗り仕上げ	(表15.5.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(15.5.2)
4 ロックウール吹付	(15.7.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(15.7.4)
5 外壁モルタル塗り下地等のモルタル接着力確認	(15.7.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(15.7.4)
6 既設目地材	(15.7.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(15.7.4)
7 カチオン	(15.7.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(15.7.4)

16 建具工事

1 性能	(16.4.2)(16.3.2)(16.2.2)(表16.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(16.4.3)
2 アルミニウム建具	(16.2.4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(16.2.5)
3 樹脂製建具	(16.3.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(16.3.3)
4 鋼製建具	(16.4.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(16.4.4)
5 鋼製組立建具	(16.5.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(16.5.4)
6 ステンレス製建具	(16.6.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(16.6.3)

17 カーテンウォール工事

1 性能	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
2 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
3 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
4 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
5 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
6 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
7 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
8 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
9 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
10 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
11 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
12 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
13 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)
14 アルミニウム製窓木	(17.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(17.2.2)

18 塗装工事

1 高地ごしらえ	(18.2.2)(表18.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(18.2.3)
2 錆止め塗料塗り	(18.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(18.2.3)
3 一般塗料塗り	(18.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(18.2.3)
4 特殊塗料塗り	(18.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(18.2.3)

19 内装工事

1 ビニル床シート張り	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
2 ビニル床タイル張り	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
3 特殊機能床材	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
4 ビニル巾木	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
5 カーベット敷き	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
6 合成樹脂張り床	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
7 フローリング張り	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
8 畳敷き	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
9 セッコウボード張り	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
10 化粧セッコウボード張り	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
11 無垢床タイル張り	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
12 無垢床タイル張り	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
13 化粧タイル張床材	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)
14 ロックウール吸音板	(19.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(19.2.3)

20 ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア	(20.2.2)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.3)
2 可動間仕切り(パーティション)	(20.2.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.4)
3 移動間仕切り	(20.2.4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.5)
4 階段滑り止め	(20.2.6)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.7)
5 黒板	(20.2.8)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.9)
6 ホワイトボード	(20.2.8)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.9)
7 掲示板	(20.2.10)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.11)
8 掲示板表示	(20.2.10)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.11)
9 ビクトサイン	(20.2.10)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.11)
10 プラント	(20.2.10)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.11)
11 ローラスクリーン	(20.2.13)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.14)
12 カーテン	(20.2.14)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.15)
13 カーテンレール	(20.2.14)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.15)
14 カーテンボックス	(20.2.14)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.15)
15 くらみマット	(20.2.14)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.15)
16 消火器	(20.2.14)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.15)
17 造り付け家具	(20.2.14)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.15)
18 樹脂製床組み	(20.2.14)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(20.2.15)

21 排水工事

1 排水溝	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
2 排水管	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
3 排水ます	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
4 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
5 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
6 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
7 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
8 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
9 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
10 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
11 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
12 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
13 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
14 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
15 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
16 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
17 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)
18 排水ポンプ	(21.2.1)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(21.2.2)

22 舗装工事

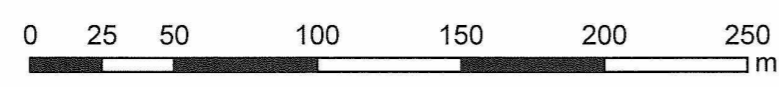
1 路床	(22.2.2)(22.2.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.2.4)
2 路床	(22.2.2)(22.2.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.2.4)
3 アスファルト舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
4 コンクリート舗装	(22.5.3)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.5.4)
5 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
6 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
7 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
8 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
9 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
10 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
11 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
12 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
13 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
14 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
15 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
16 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
17 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)
18 カラー舗装	(22.4.2から4)	種別	※ A種	※ B種	※ C種			(22.4.5)



地形図



東近江市 (株式会社 パスコ調製)



1:2,500

許可を受けることなく、二次的に利用することを禁止します。

付近見取図 S=1:2500

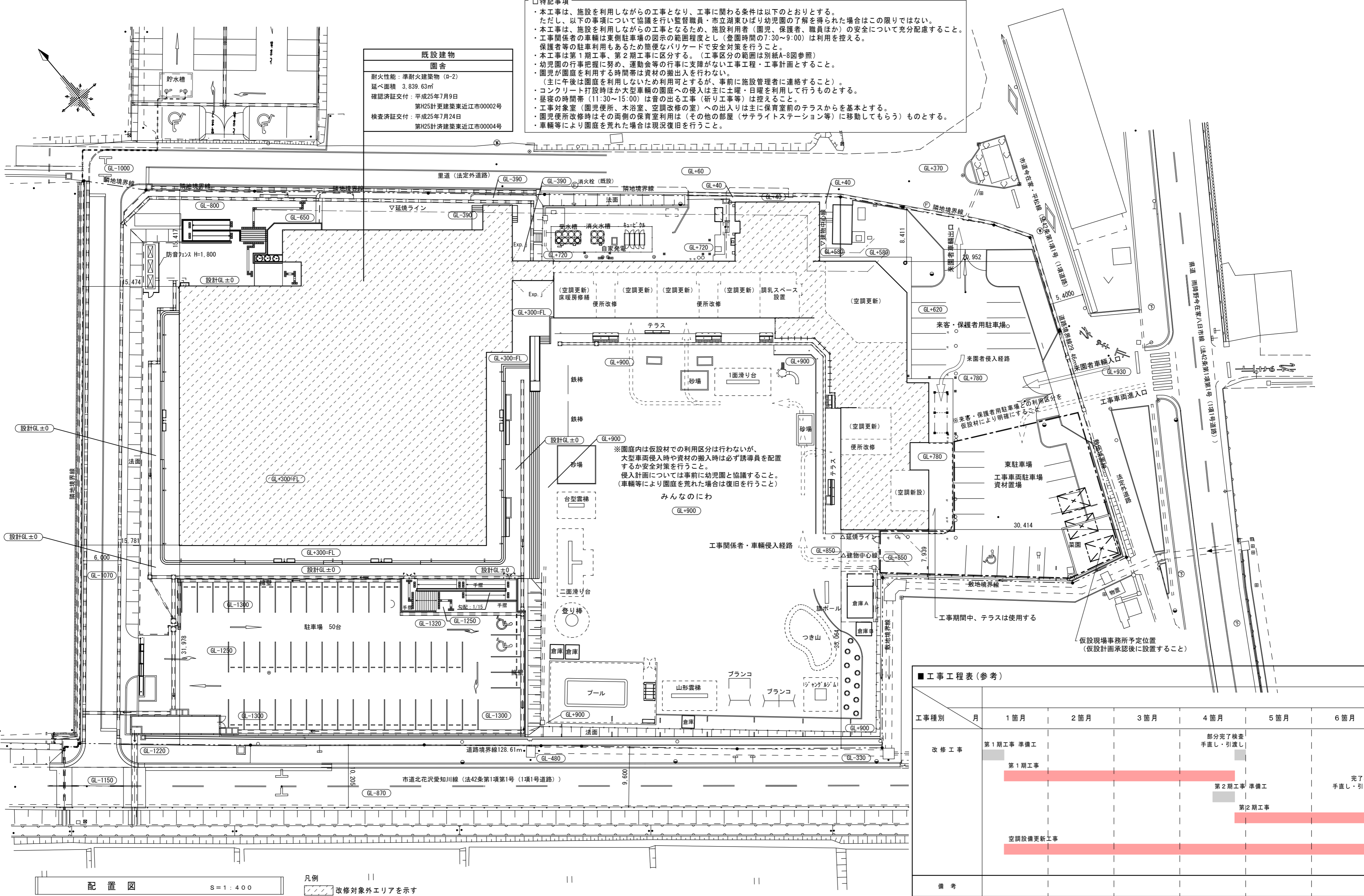
備考	一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智弥		工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:2500	図面番号 A-5
			図面名称 付近見取図	作図 作図日	

□特記事項

- ・本工事は、施設を利用しながらの工事となり、工事に関する条件は以下のとおりとする。ただし、以下の事項について協議を行い監督職員・市立湖東ひばり幼稚園の了解を得られた場合はこの限りではない。
- ・本工事は、施設を利用しながらの工事となるため、施設利用者（園児、保護者、職員ほか）の安全について充分配慮すること。
- ・工事関係者の駐車は東側駐車場の図示の範囲程度とし（登園時間の7:30～9:00）は利用を控える。保護者等の駐車利用もあるため簡便なバリアードで安全対策を行うこと。
- ・本工事は第1期工事、第2期工事に区分する。（工事区分の範囲は別紙A-8図参照）
- ・幼稚園の行事把握に努め、運動会等の行事に支障がない工事工程・工事計画とすること。
- ・園児が園庭を利用する時間帯は資材の搬入を行わない。（主に午後は園庭を利用しないため利用可とするが、事前に施設管理者に連絡すること）。
- ・コンクリート打設時ほか大型車輛の園庭への侵入は主に土曜・日曜を利用して行うものとする。
- ・昼寝の時間帯（11:30～15:00）は音の出る工事（新り工事等）は控えること。
- ・工事対象室（園児便所、木浴室、空調改修の室）への出入りは主に保育室前のテラスからを基本とする。
- ・園児便所改修時はその両側の保育室利用は（その他の部屋（サテライトステーション等）に移動してもらう）ものとする。
- ・車輛等により園庭を荒れた場合は現状復旧を行うこと。

既設建物
園舎

耐火性能：準耐火建築物（D-2）
延べ面積 3,839.63㎡
確認済証交付：平成25年7月9日
第H25計更建築東近江市00002号
検査済証交付：平成25年7月24日
第H25計済建築東近江市00004号



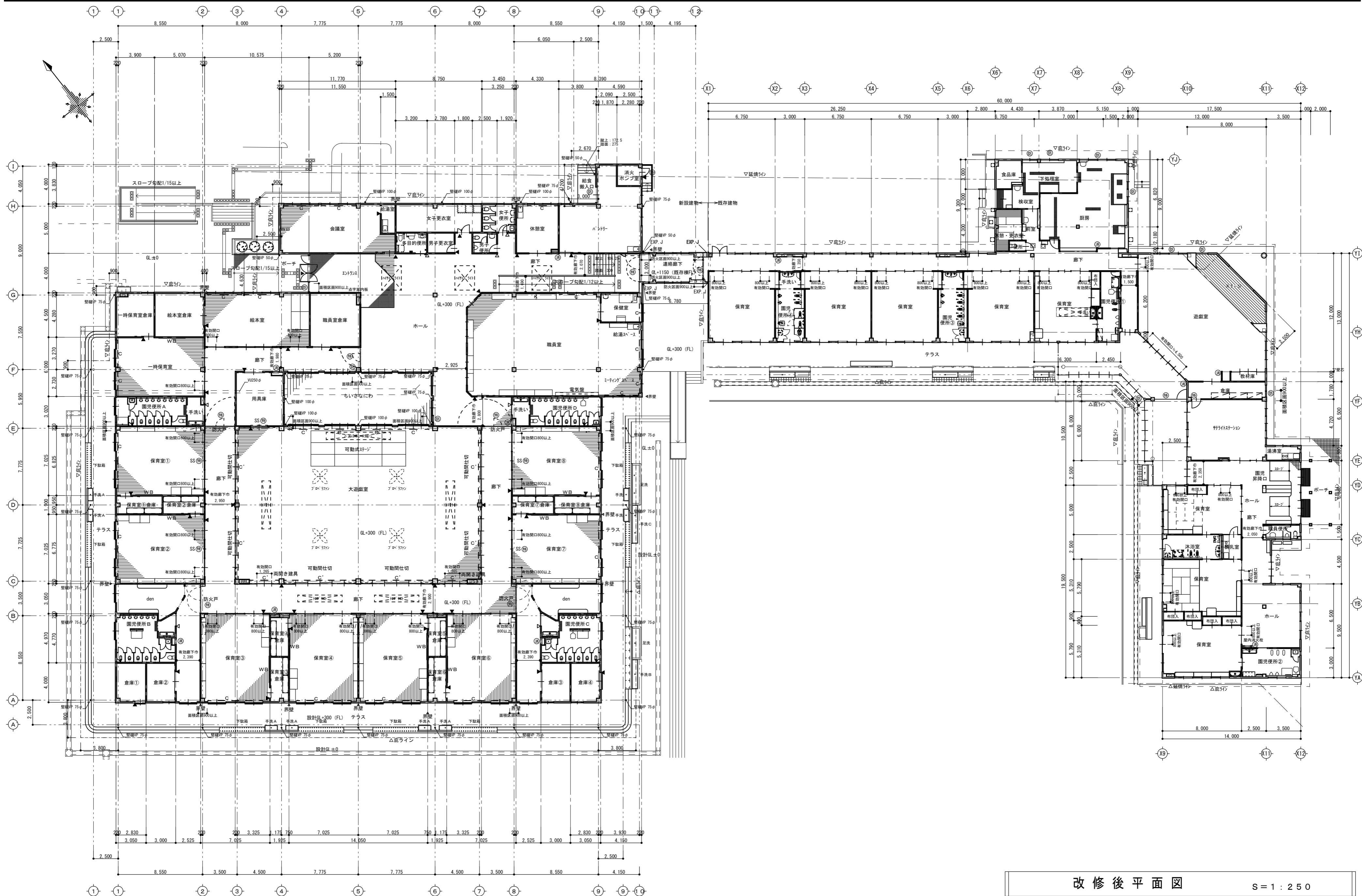
※園庭内は仮設材での利用区分は行わないが、大型車両侵入時や資材の搬入時は必ず誘導員を配置するか安全対策を行うこと。
侵入計画については事前に幼稚園と協議すること。
（車輛等により園庭を荒れた場合は復旧を行うこと）
みんなのいわ
GL+900

■ 工事工程表 (参考)

工事種別	月	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	
改修工事	第1期工事 準備工							
	第1期工事	[Red bar]				部分完了検査 手直し・引渡し		
	第2期工事 準備工							
空調設備更新工事	第2期工事				[Red bar]			
	完了検査 手直し・引渡し							
備考								

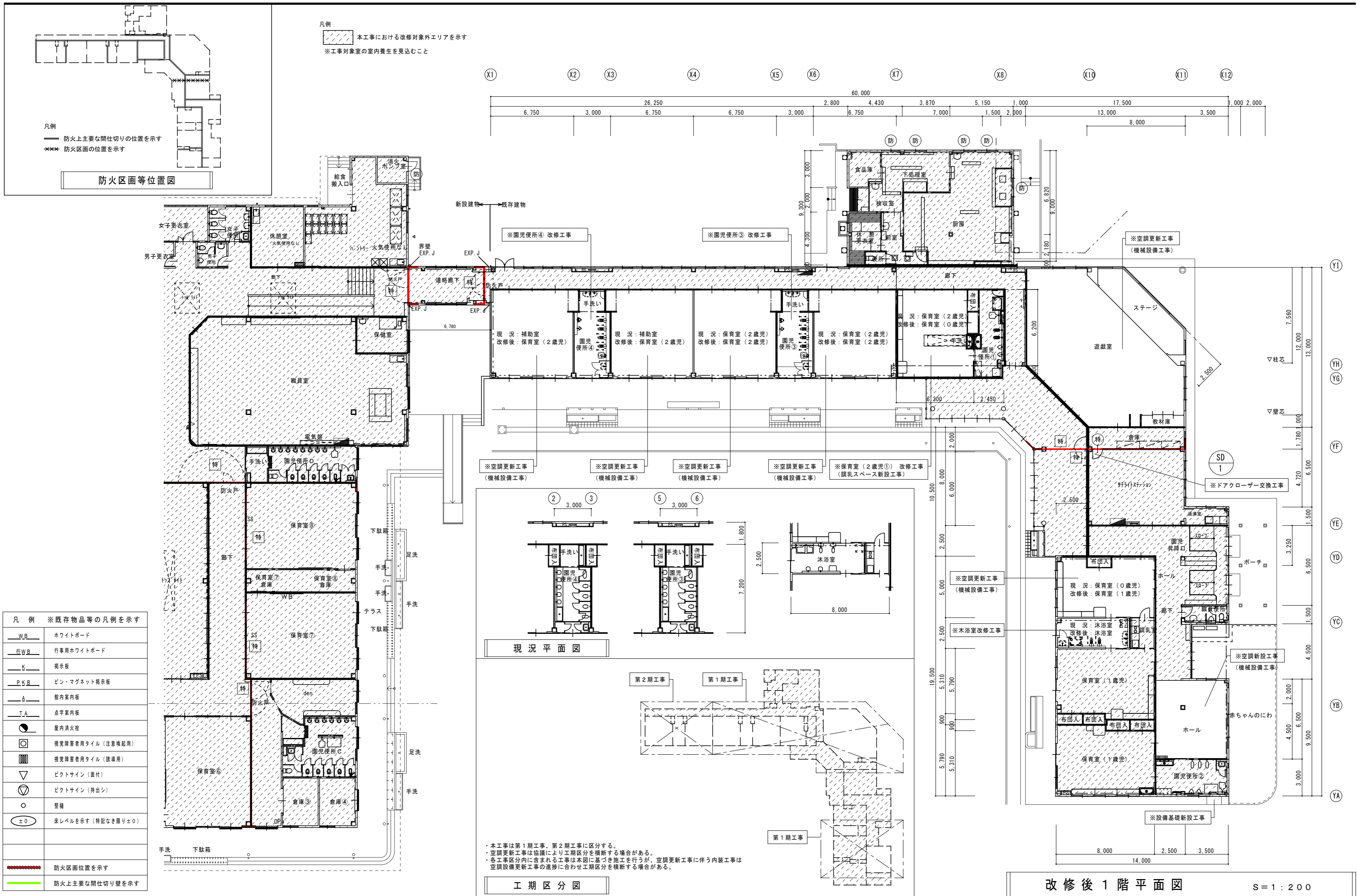
配置図 S=1:400

凡例
改修対象外エリアを示す



改修後平面図 S=1:250

備考	瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥	工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2: S=1:250	図面番号 A-7
		図面名称 平面図	作図 作図日	



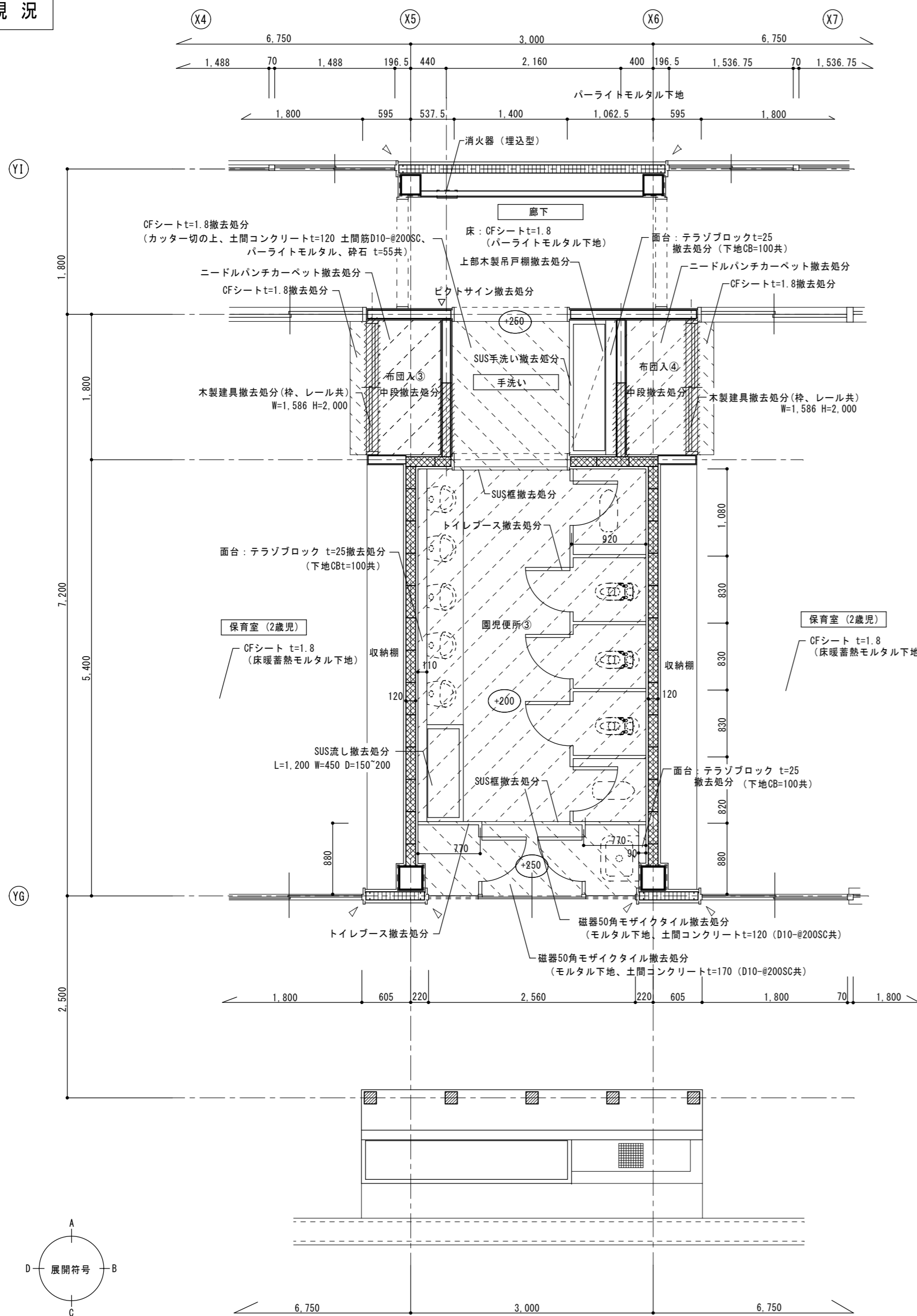
凡例 ※既存物品等の凡例を示す	
—WB—	ホワイトボード
—行WB—	行事用ホワイトボード
—K—	掲示板
—P.K.B—	ピン・マグネット掲示板
—A—	壁内案内板
—T.A—	点字案内板
●	屋内消火栓
○	視覚障害者用タイル (注意喚起用)
■	視覚障害者用タイル (誘導用)
▽	ピクトサイン (画付)
○	ピクトサイン (持出し)
○	壁鏡
±0	床レベルを示す (特記なき限り±0)
—	防火区画位置を示す
—	防火上主要な間仕切り壁を示す

・本工事は第1期工事、第2期工事に区分する。
 ・空調更新工事は協議により工期区分を横断する場合があります。
 ・各工事区分内に含まれる工事は本図に基づき施工を行うが、空調更新工事に伴う内装工事は空調設備更新工事の進捗に合わせて工期区分を横断する場合があります。

改修後1階平面図 S=1:200

備考	一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥	工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2: S=1:200	図面番号 A-8
		図面名称 部分平面図	作図 作図日	

現況

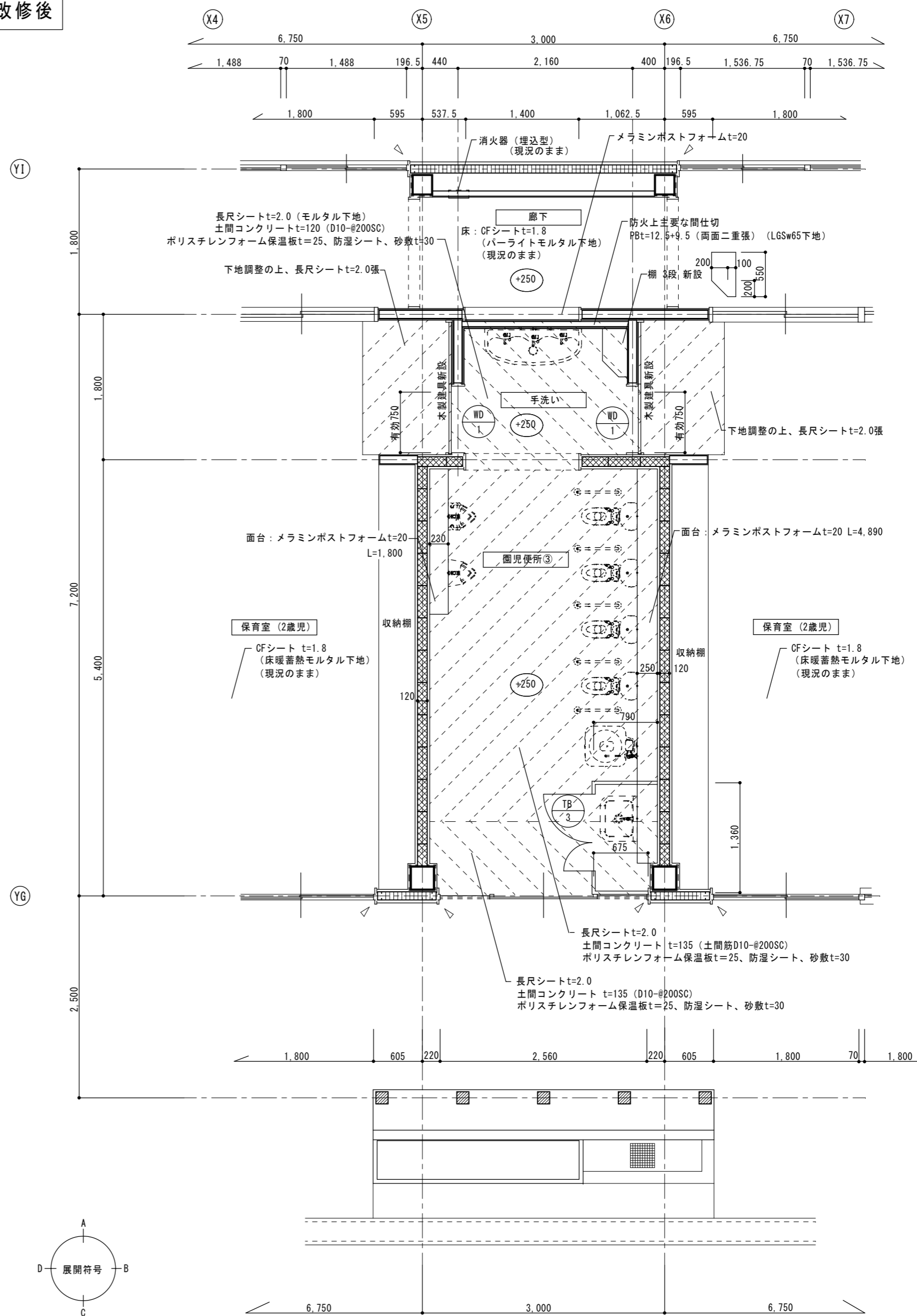


園児便所③ 現況平面詳細図

S=1:50

特記事項
土間コンクリート撤去時、端部の既存鉄筋は可能な範囲で残すこと

改修後



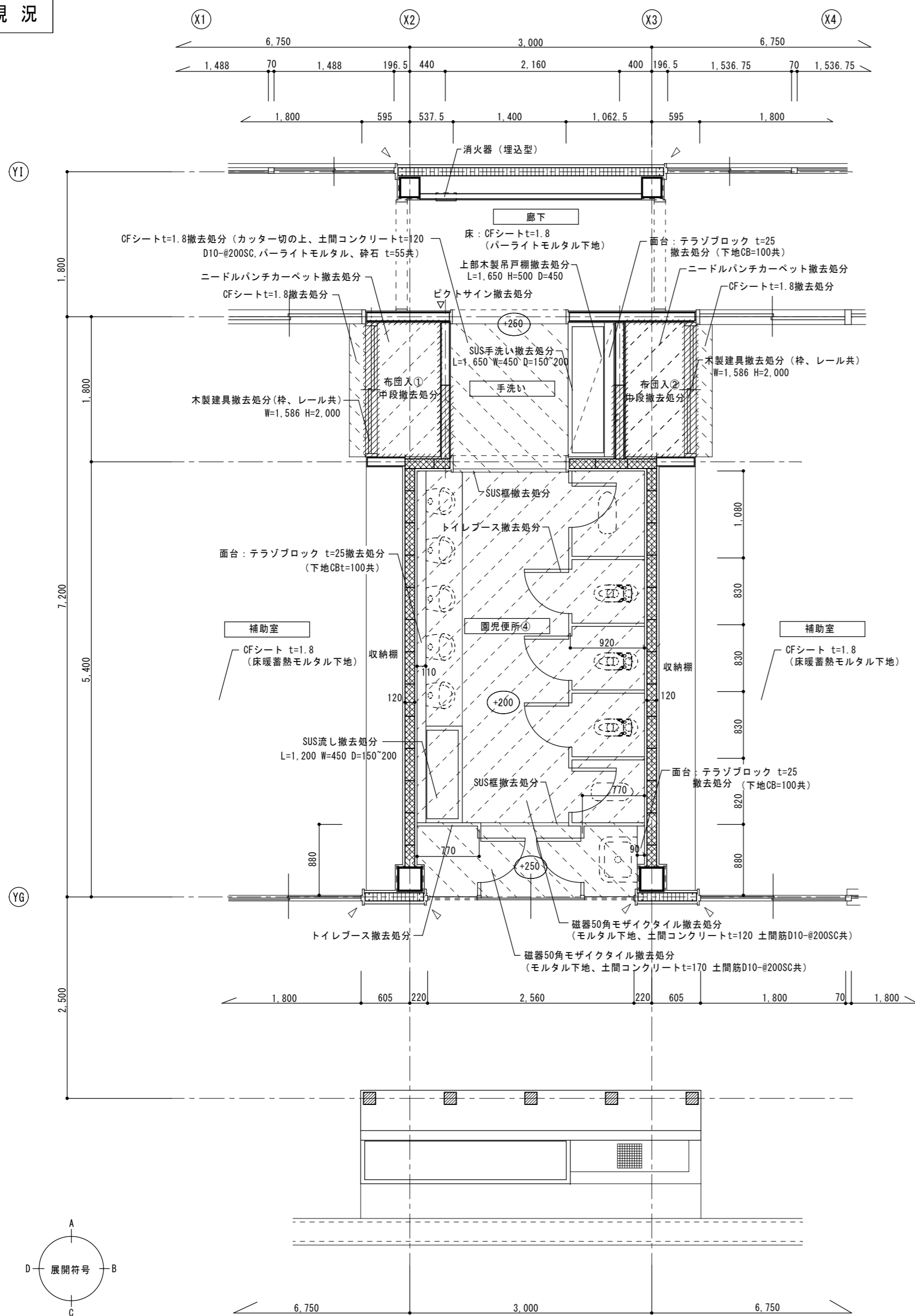
園児便所③ 改修後平面詳細図

S=1:50

特記事項
土間新設鉄筋の端部は既存鉄筋を定着させること

備考	一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥		工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:50	図面番号 A-9
			図面名称 平面詳細図-1	作図 作図日	

現況

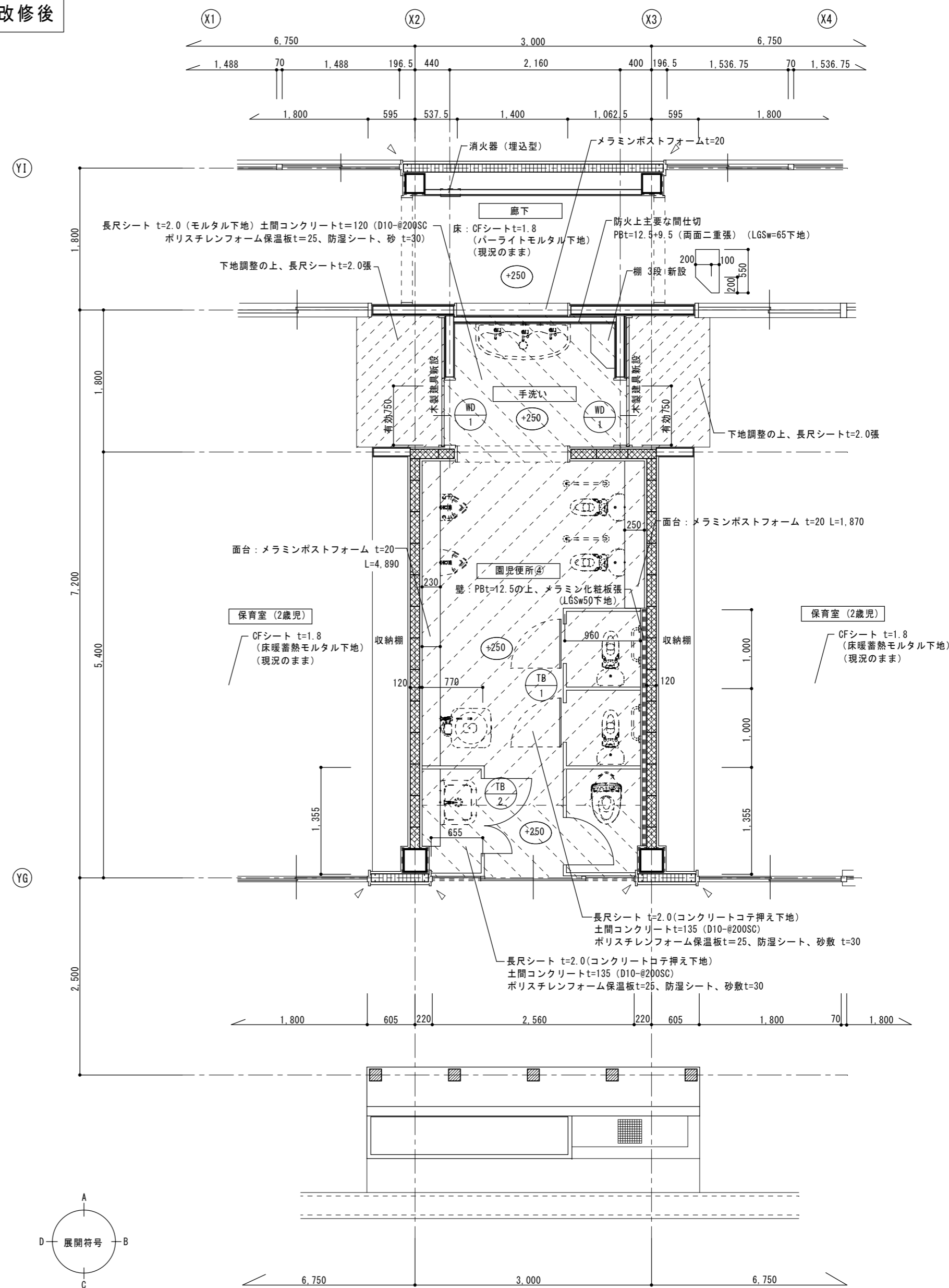


園児便所④ 現況平面詳細図

S = 1 : 50

特記事項
土間コンクリート撤去時、端部の既存鉄筋は可能な範囲で残すこと

改修後



園児便所④ 改修後平面詳細図

S = 1 : 50

特記事項
土間コンクリートは既存鉄筋を定着させること

備	考	
---	---	--

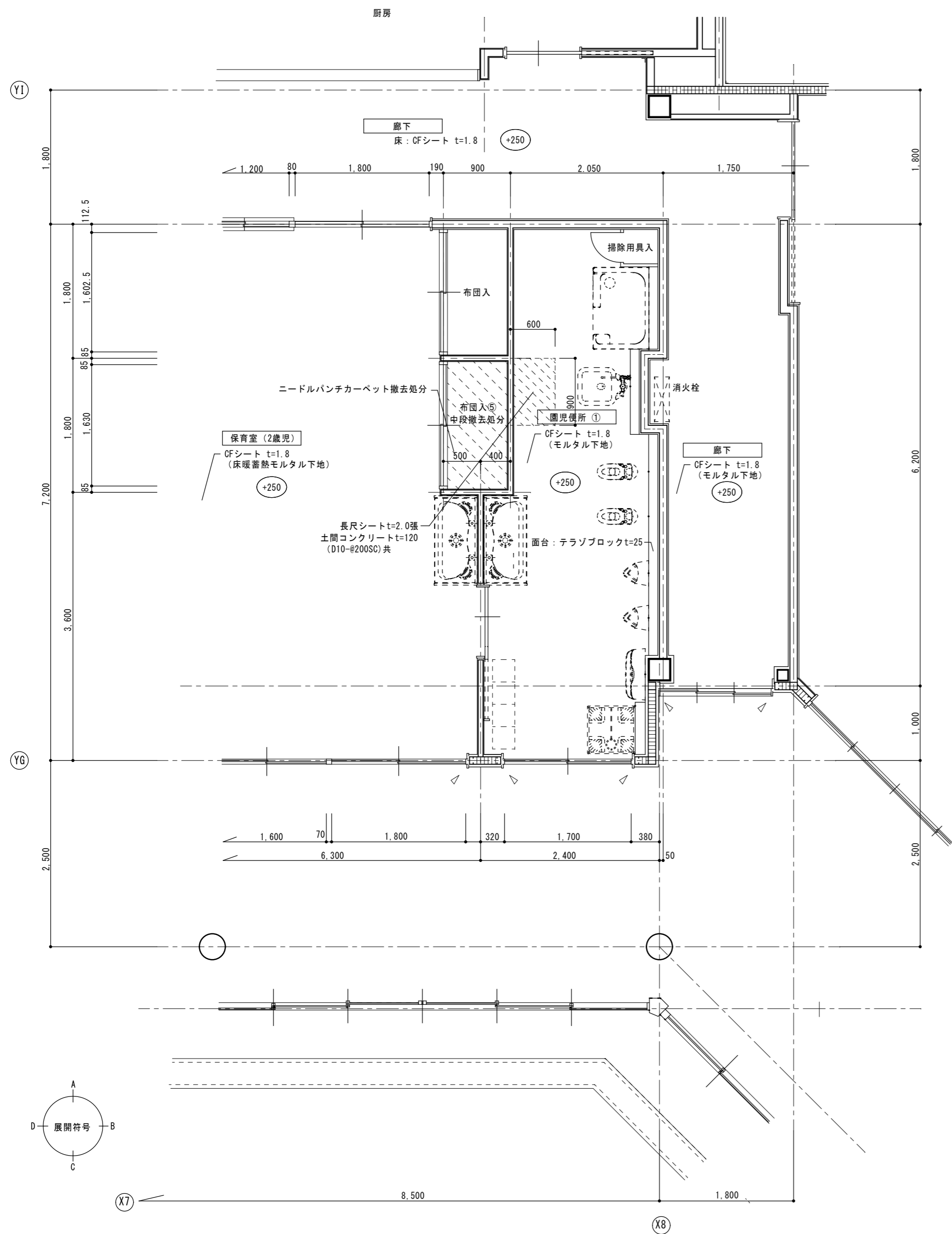
一級建築士事務所
瑞晃建築事務所
一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号
一級建築士 320490号 畑 智 弥

工事名称
市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)
図面名称
平面詳細図-2

縮尺
A2 : S=1:50
作図
作図日

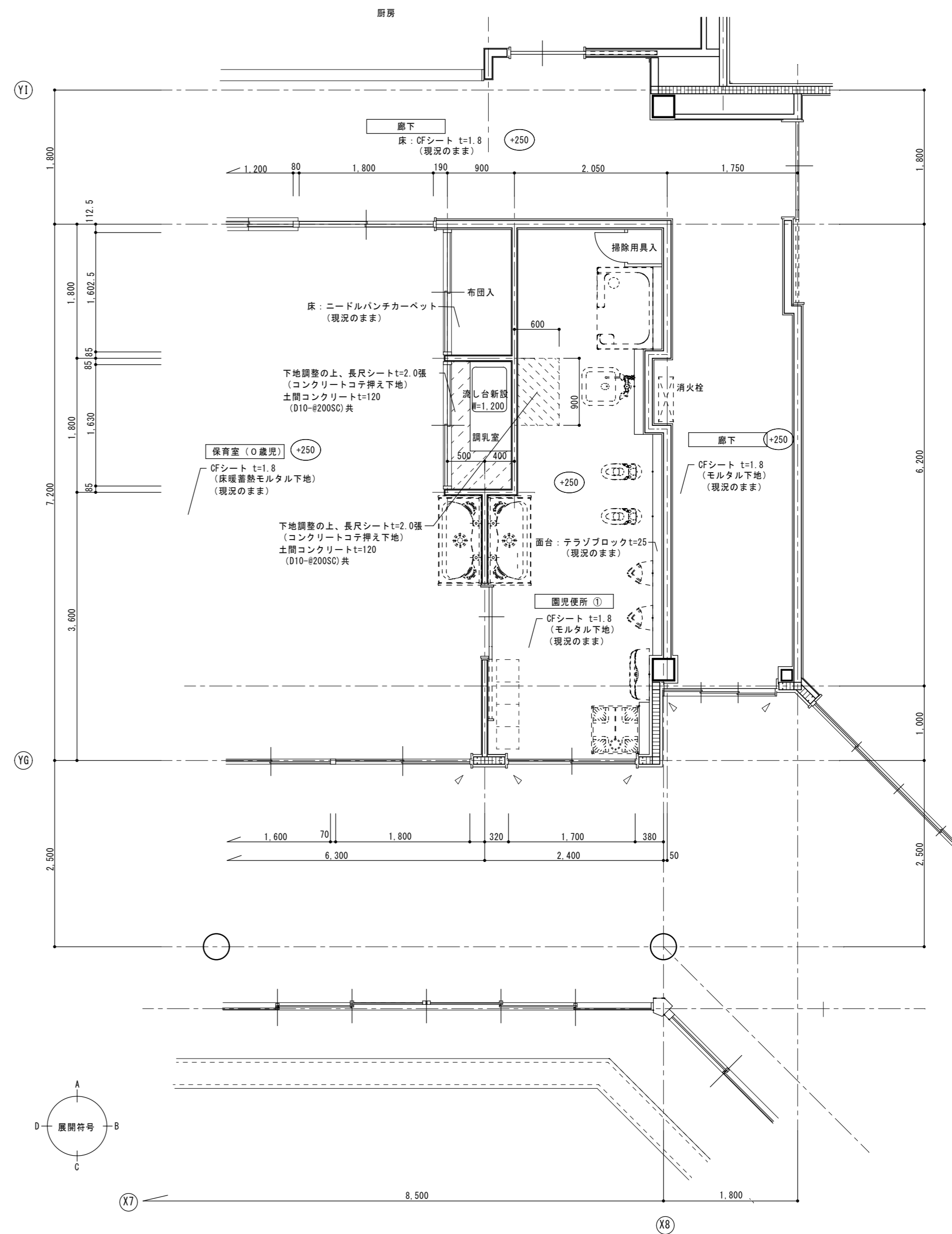
図面番号
A-10

現況



保育室 (2歳児①) 現況平面詳細図 S=1:50

改修後



保育室 (2歳児①) 改修後平面詳細図 S=1:50

備	考	
---	---	--

一級建築士事務所
瑞晃建築事務所
 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号
 一級建築士 320490号 畑 智 弥

工事名称
市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)

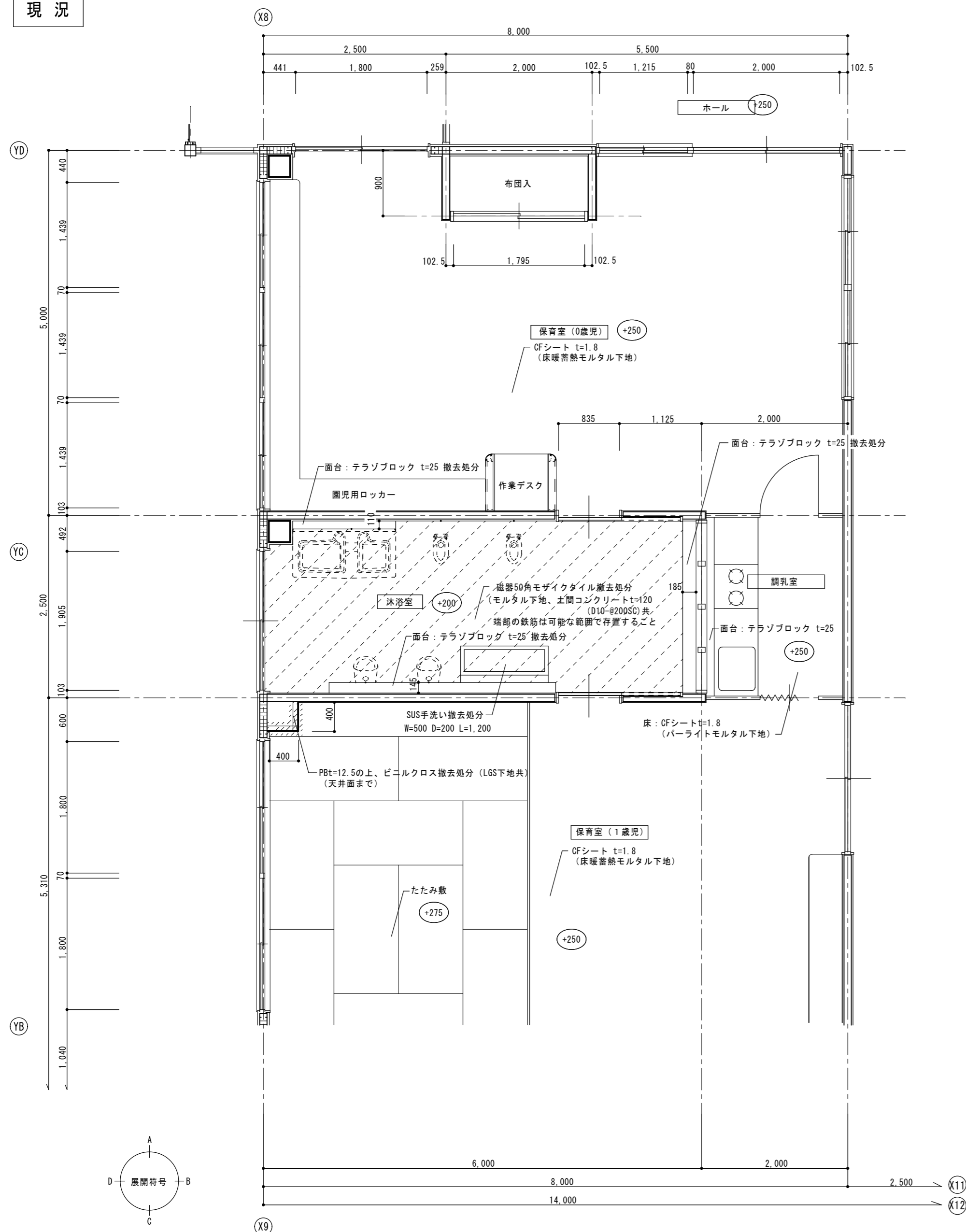
図面名称
平面詳細図-3

縮尺
A2 : S=1:50

作図 作図日

図面番号
A-11

現況

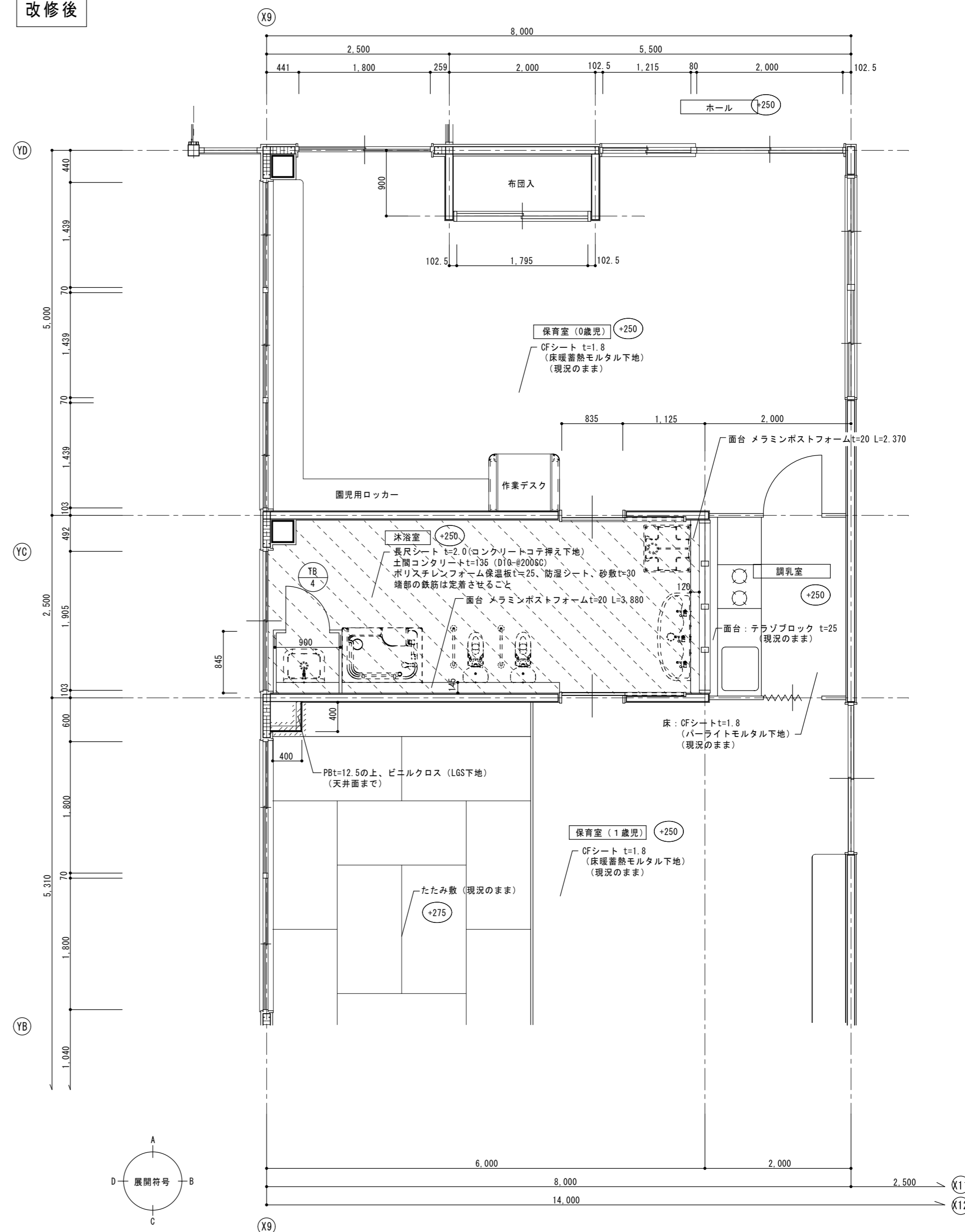


木浴室 現況平面詳細図

S=1:50

特記事項
土間コンクリート撤去時、端部の既存鉄筋は可能な範囲で残すこと

改修後

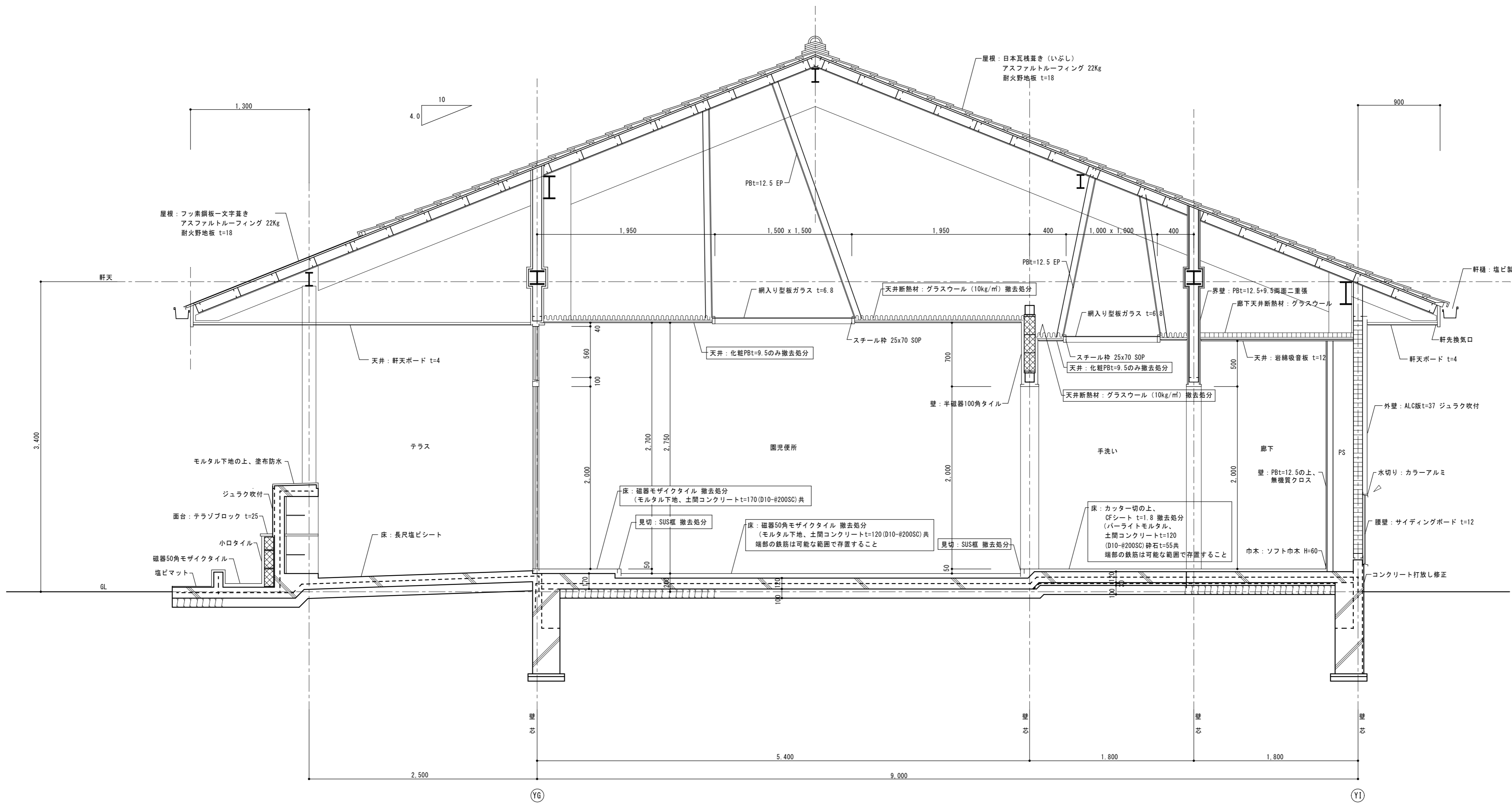


木浴室 改修後平面詳細図

S=1:50

特記事項
土間新設鉄筋の端部は既存鉄筋を定着させること

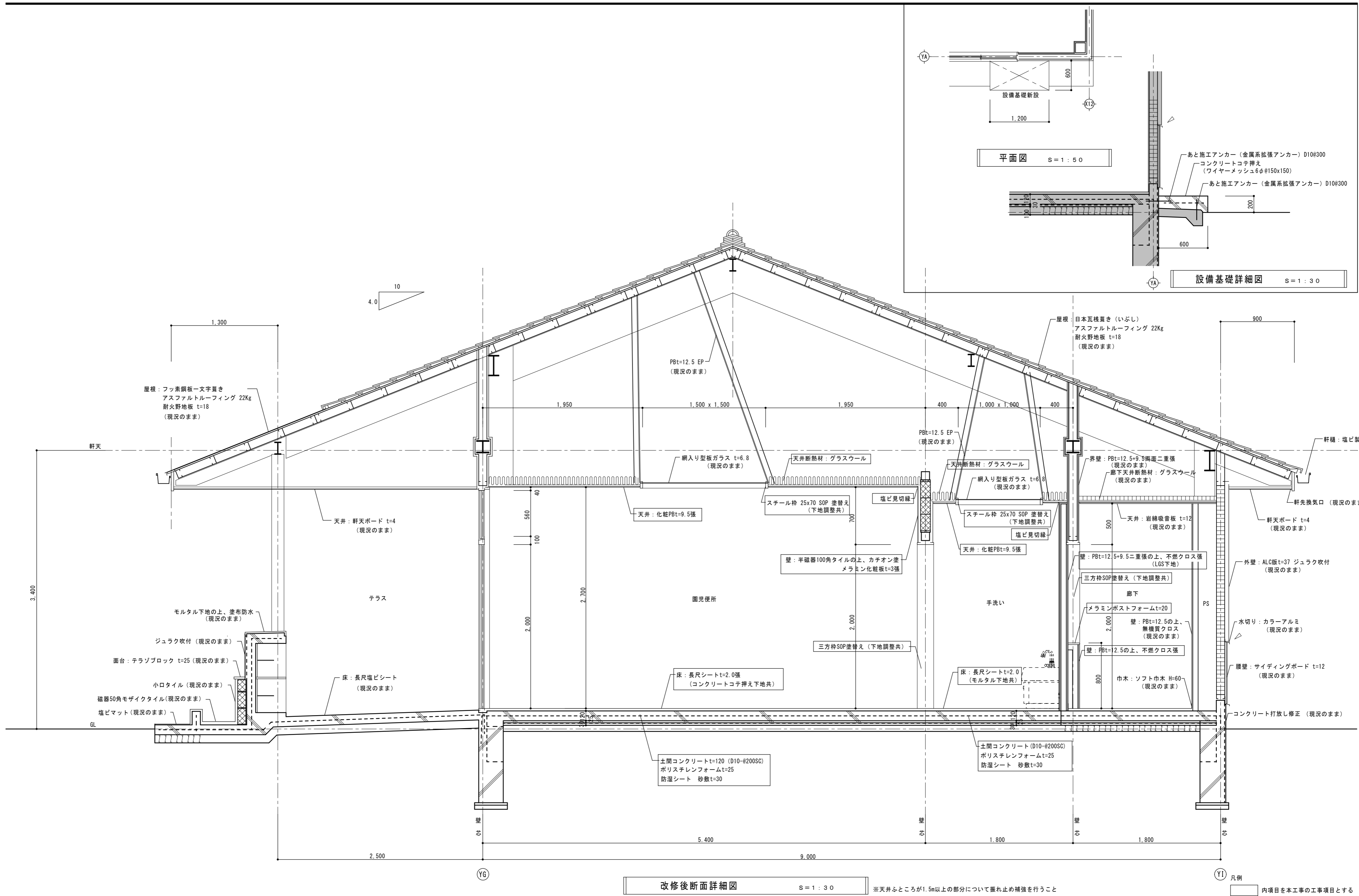
備考	瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥		工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:50	図面番号 A-12
			図面名称 平面詳細図-4	作図 作図日	



現況断面詳細図 S = 1 : 30

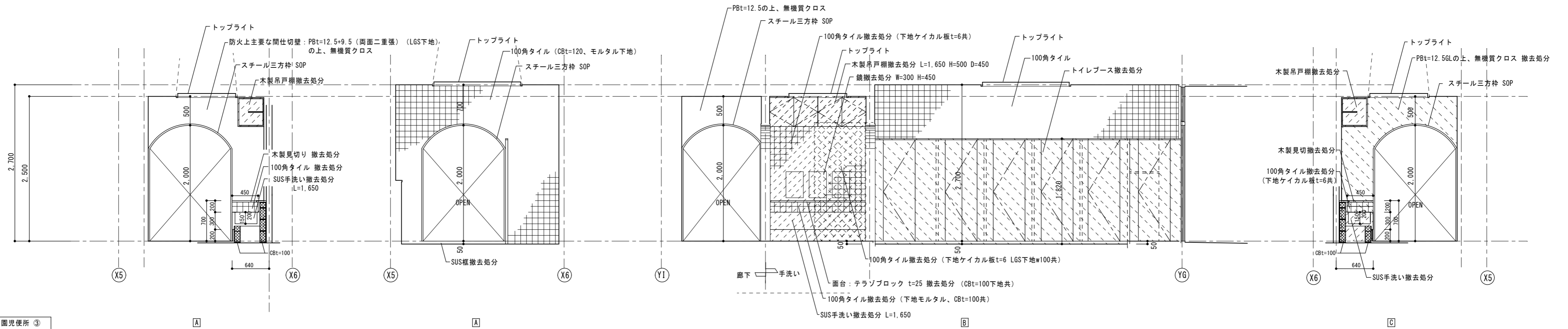
凡例
 内項目を本工事の工事項目とする

備考	一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥	工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:30	図面番号 A-13
		図面名称 現況断面詳細図	作図	作図日

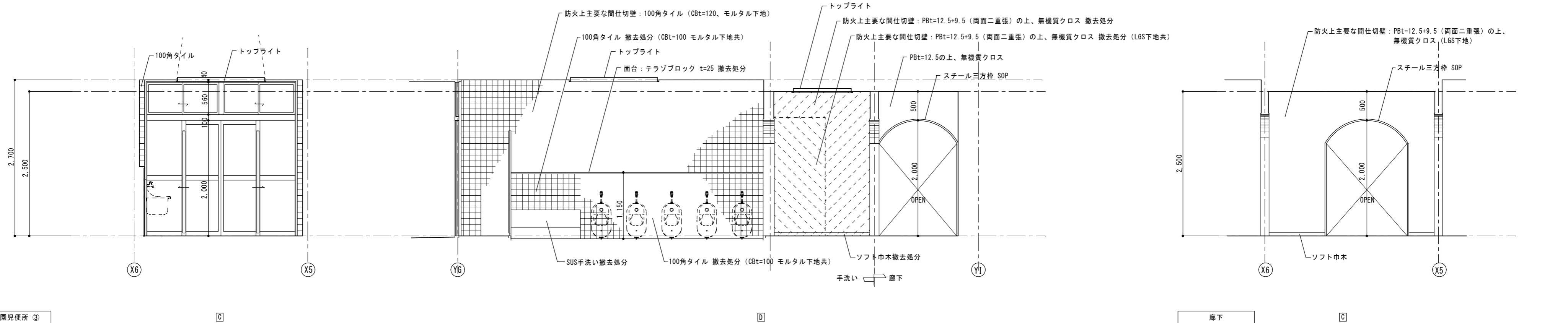


備考	一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥	工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2: S=1:30	図面番号 A-14
		図面名称 改修後断面詳細図	作図	作図日

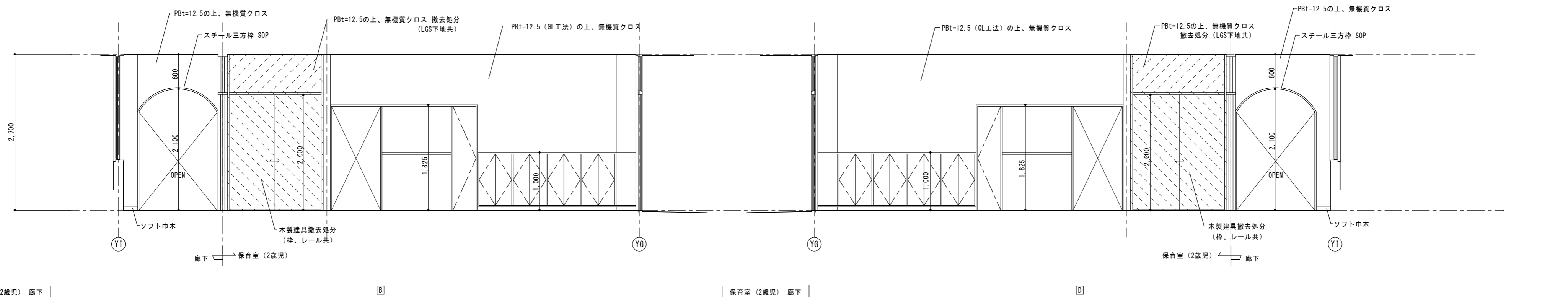
※施工を行う際に既存壁タイルの浮き調査を行い、浮きが見られるタイルについては撤去処分を行うこと（タイル撤去部分はモルタル補修を行う）



手洗い・園児便所 ③



手洗い・園児便所 ③



保育室 (2歳児) 廊下

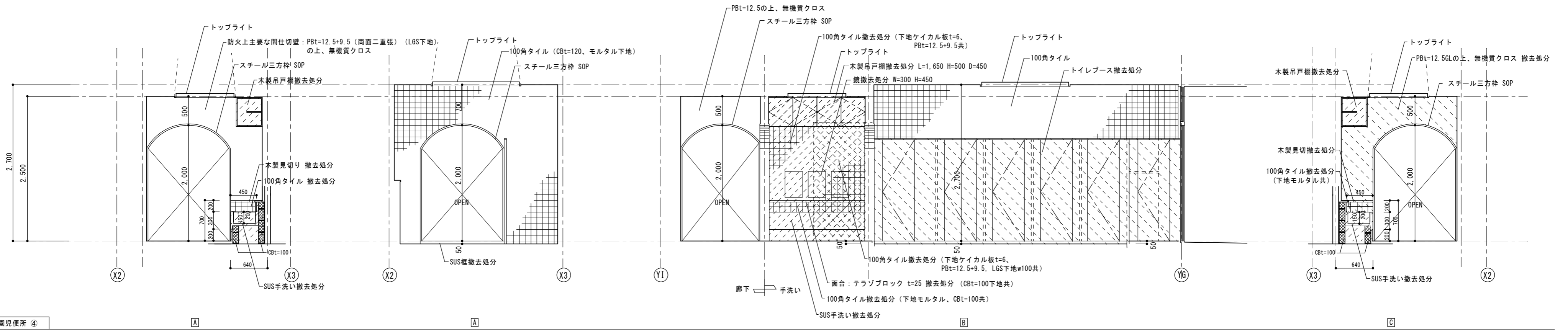
B

保育室 (2歳児) 廊下

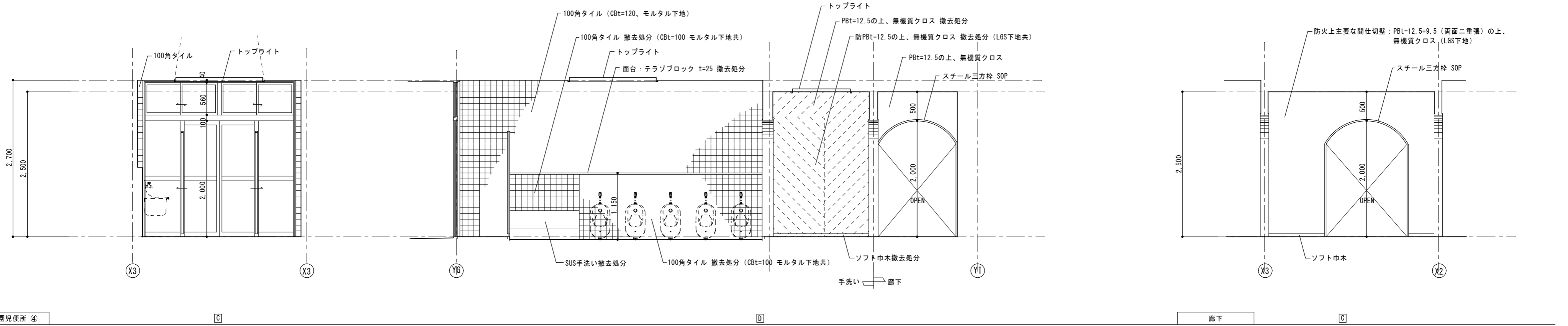
D

備 考	一級建築士事務所 瑞 晃 建 築 事 務 所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥	工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:50	図面番号 A-15
		図面名称 現況展開図-1	作図	作図日

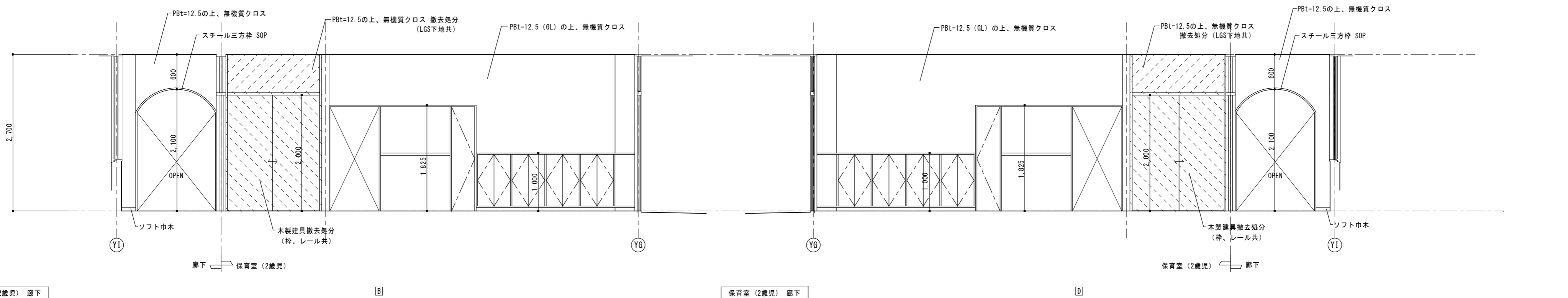
※施工を行う際に既存壁タイルの浮き調査を行い、浮きが見られるタイルについては撤去処分を行うこと（タイル撤去部分はモルタル補修を行う）



手洗い・園児便所 ④



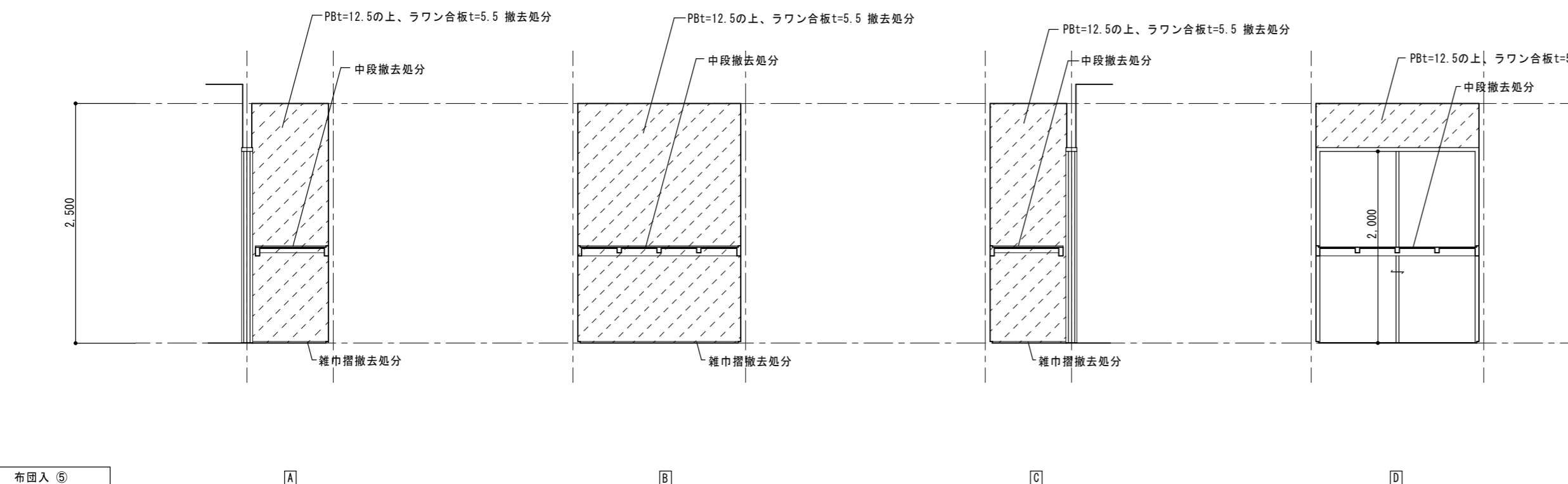
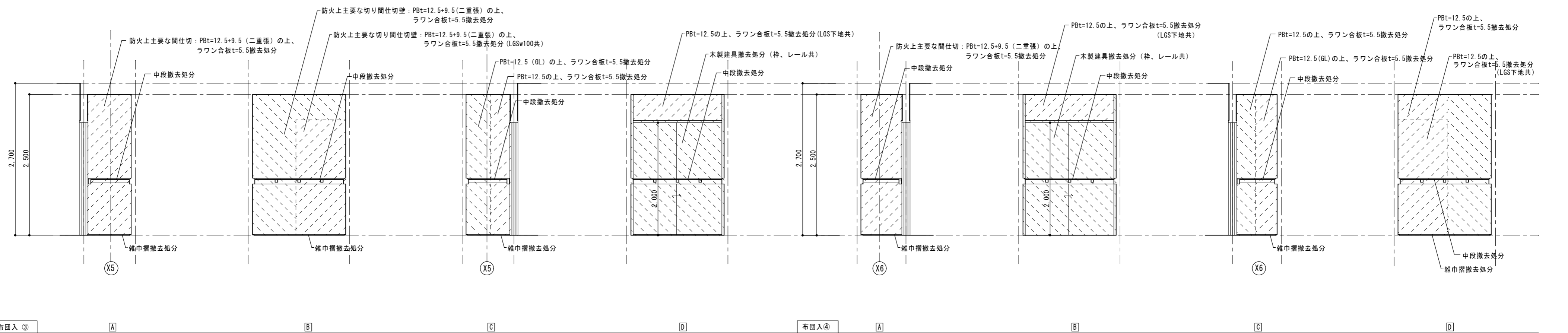
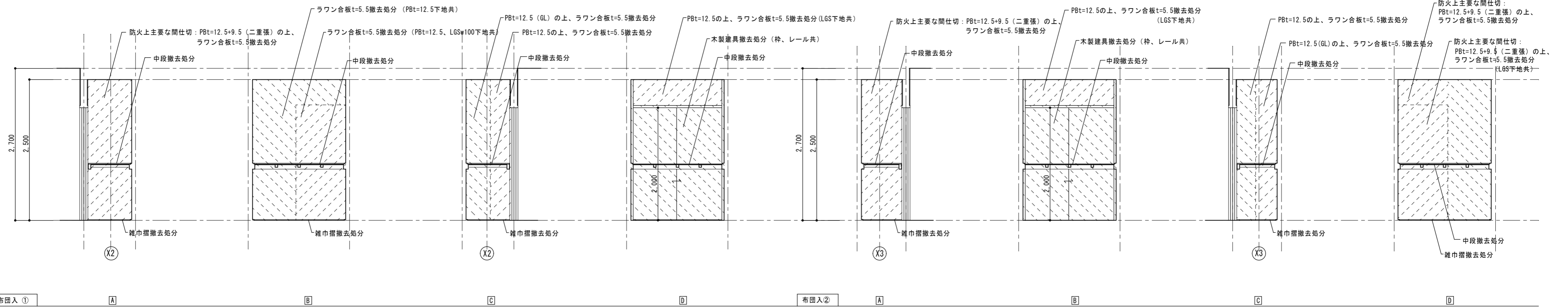
手洗い・園児便所 ④



保育室 (2歳児) 廊下

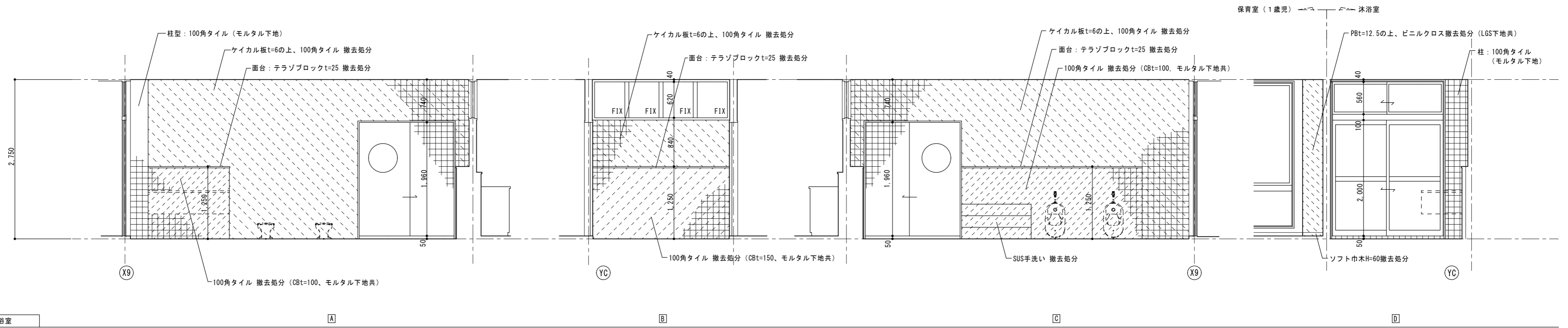
備考	一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥	工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:50	図面番号 A-16
		図面名称 現況展開図-2	作図 作図日	

※施工を行う際に既存壁タイルの浮き調査を行い、浮きが見られるタイルについては撤去処分を行うこと（タイル撤去部分はモルタル補修を行う）

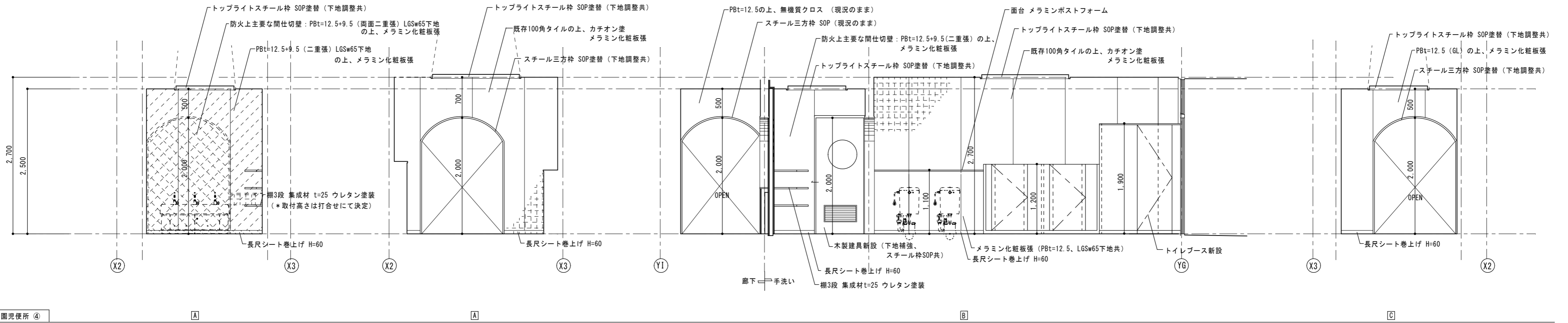


備考	一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥		工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:50	図面番号 A-17
			図面名称 現況展開図-3	作図 作図日	

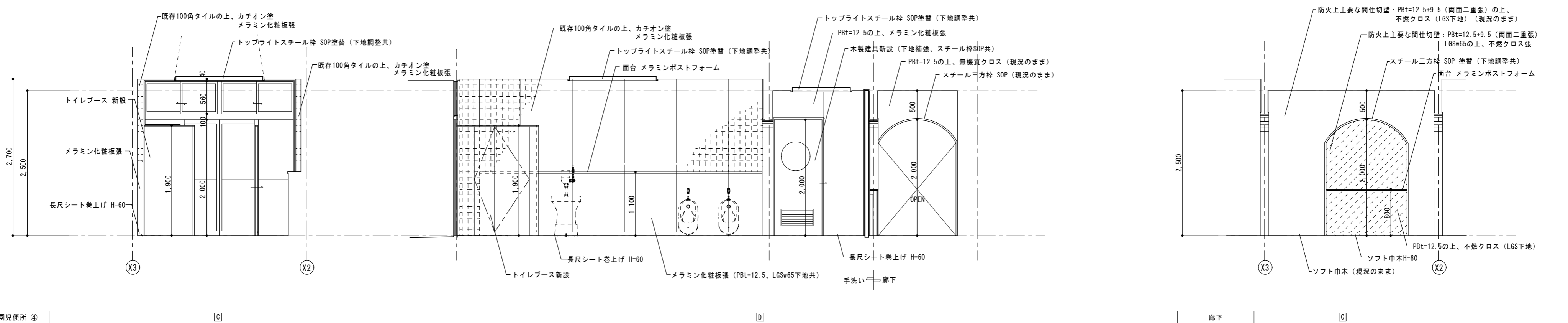
※施工を行う際に既存壁タイルの浮き調査を行い、浮きが見られるタイルについては撤去処分を行うこと（タイル撤去部分はモルタル補修を行う）



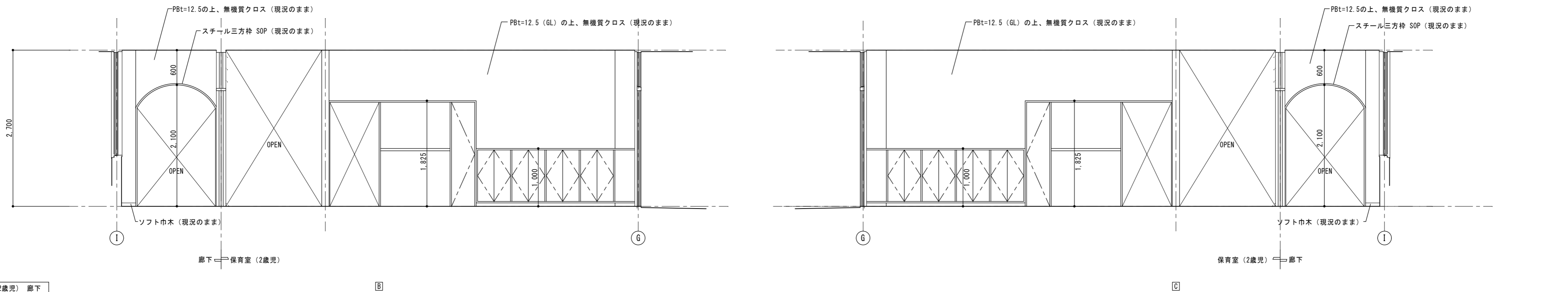
備 考	一級建築士事務所 瑞 晃 建 築 事 務 所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥		工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事（建築工事）	縮尺 A2 : S=1:50	図面番号 A-18
			図面名称 現況展開図-4	作図 作図日	



手洗い・園児便所 ④

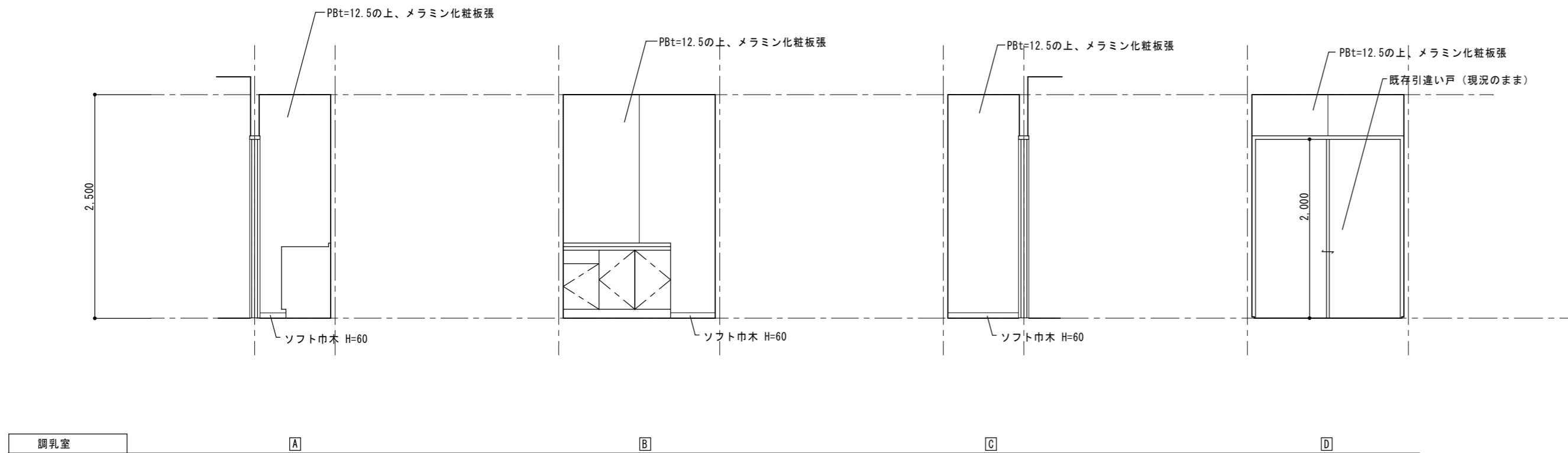
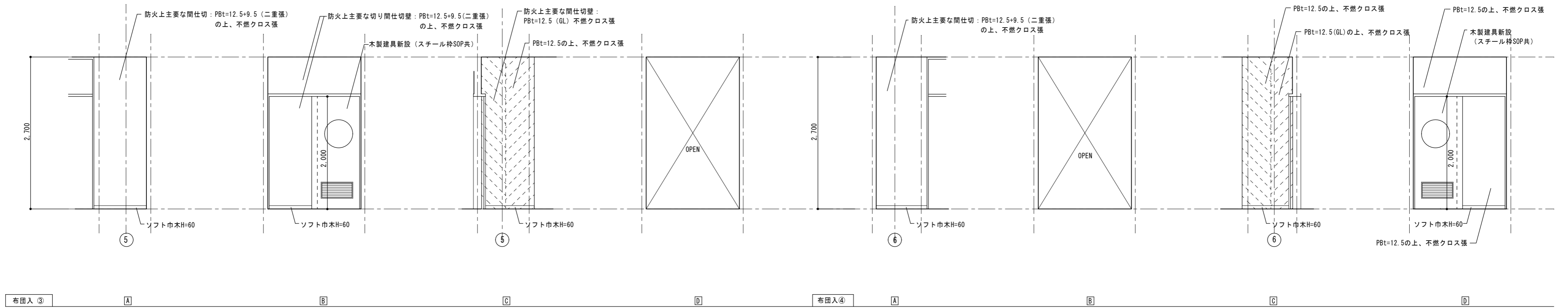
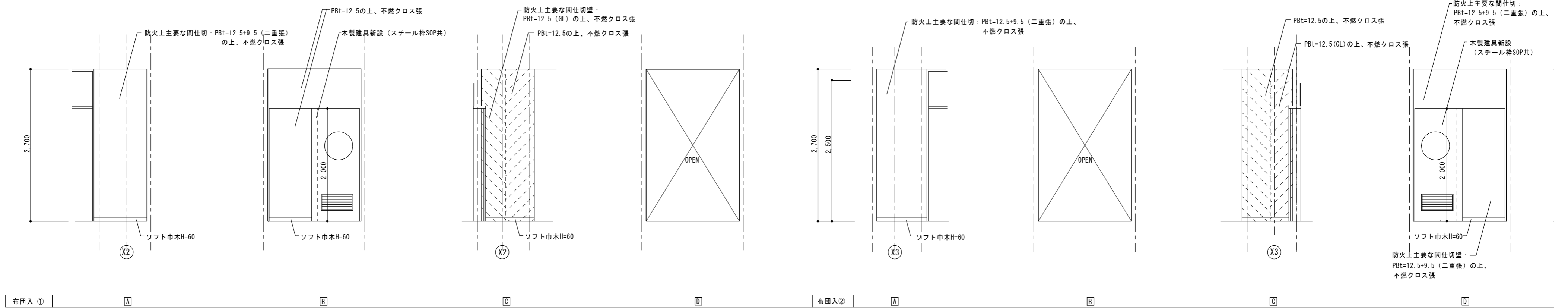


手洗い・園児便所 ④



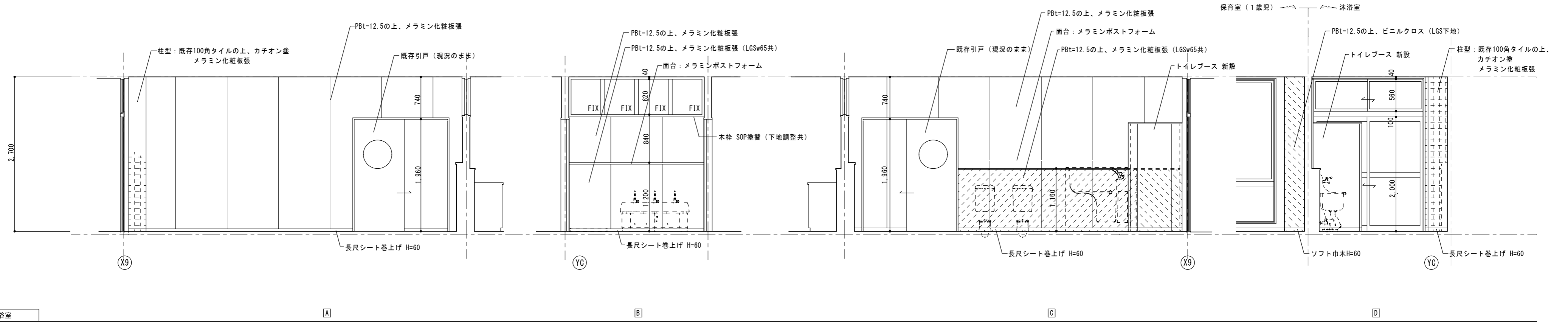
保育室 (2歳児) 廊下

備考	一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智弥		工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:50	図面番号 A-20
			図面名称 改修後展開図-2	作図 作図日	

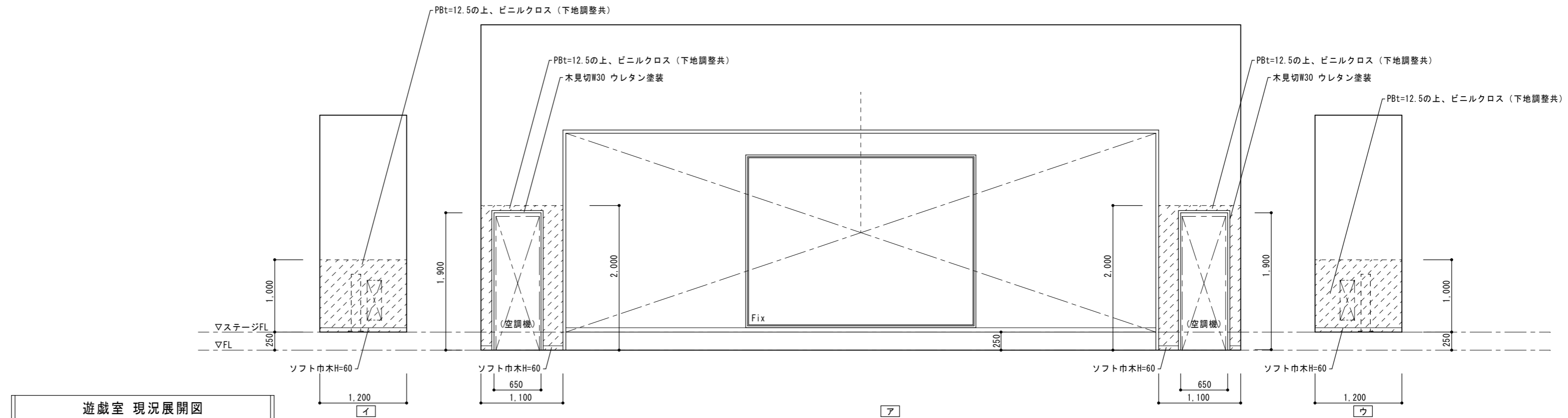
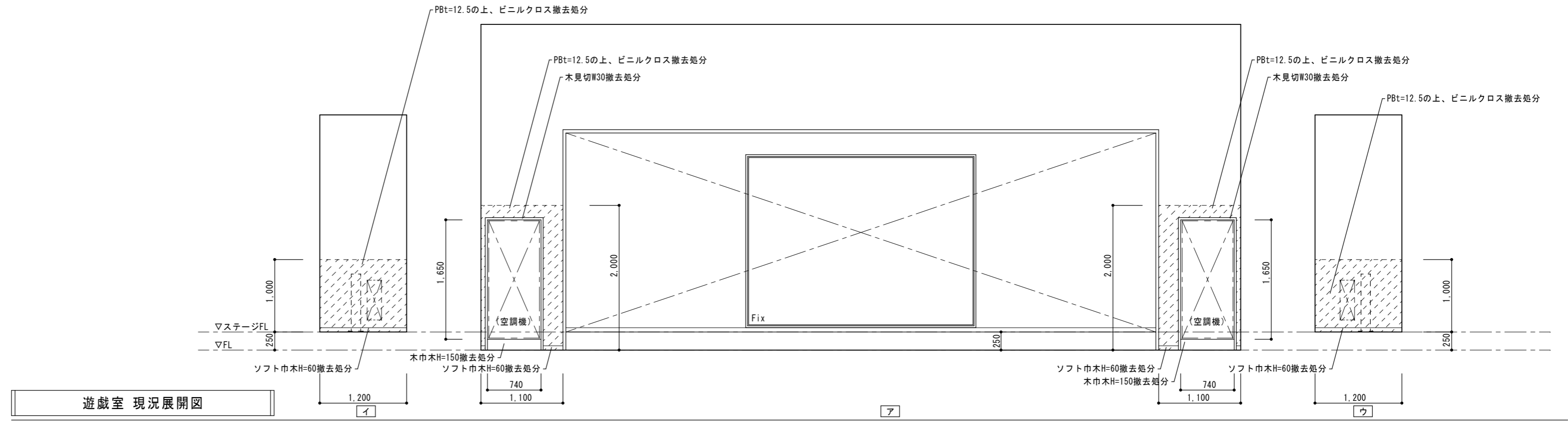
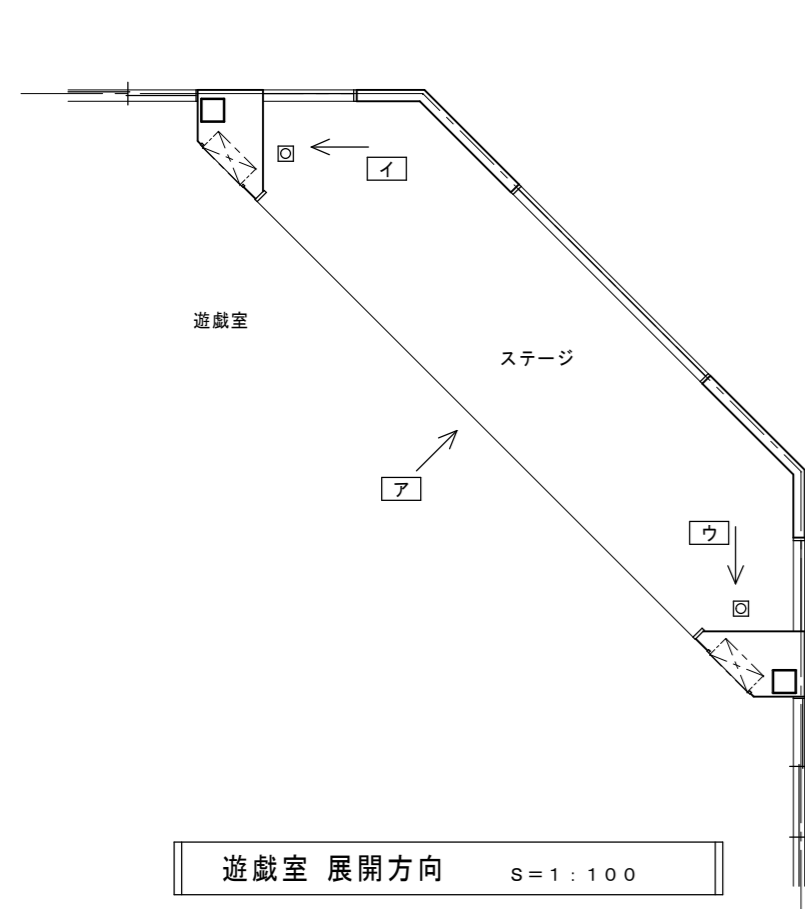


備考	調乳室		一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥	工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:50	図面番号 A-21
				図面名称 改修後展開図-3	作図 作図日	

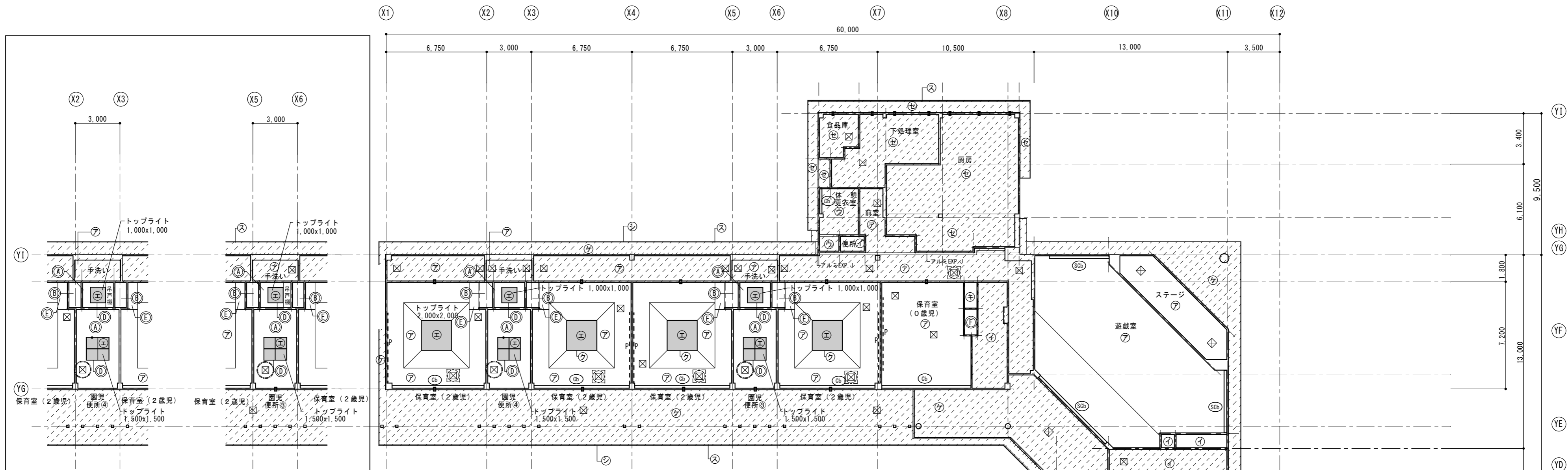
* 既存タイル浮きについては撤去のこと



浴室 A B C D



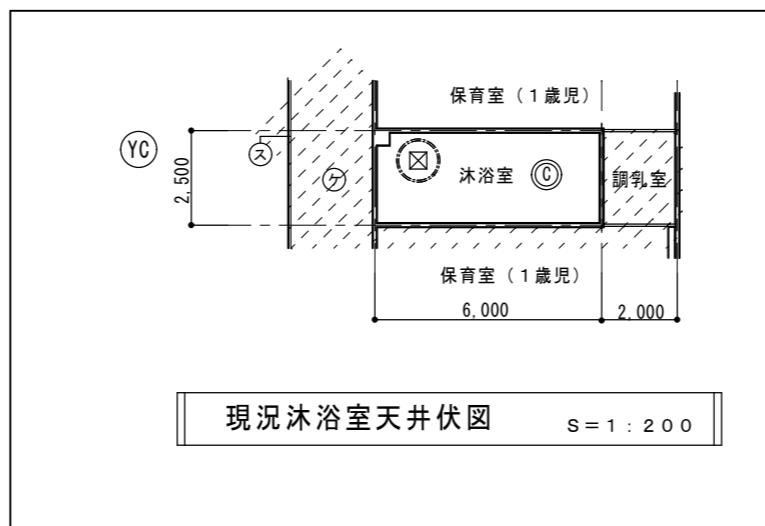
備考	一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥	工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:50	図面番号 A-22
		図面名称 改修後展開図-4	作図	作図日



現況園児便所天井伏図 S=1:200



現況布団入⑤天井伏図 S=1:200



現況浴室天井伏図 S=1:200

改修後天井伏図 S=1:200

凡例	下記符号は現況仕上を示す
ア	岩綿吸音板 t=12 (PBt=9.5、LGS下地)
イ	化粧PBt=9.5 (LGS下地)
ウ	化粧PBt=9.5 (木目調、LGS下地)
エ	網入り型板ガラス t=6.8
オ	ケイカル板 t=6 VP (LGS下地)
カ	無機質クロス (PB t=9.5、LGS下地)
キ	ラワン合板 t=2.7 (LGS下地)
ク	スチール枠 25x70 SOP
ケ	軒天ボード t=4 (LGS下地)
コ	ALC版 t=37 下地処理の上、じゅらく吹付
サ	化粧梁 赤松 (上小)
シ	鼻隠し 米松 30x260 キシラデコール塗
ス	軒先換気口
セ	ケイカル板 t=6 VE (LGS下地)
Cb	木製カーテンBOX 150x120 米桐 SOP
Cb'	木製カーテンBOX CL
SCb	遮光カーテンBOX 150x120 ナラ集成材 CL
BLb	木製ブラインドBOX 120x120 米桐 SOP
P	ビクチャーレール
☒	天井点検口 450角
☐	軒裏換気孔 φ150 FD付
⊖	軒裏換気孔 φ100 FD付

改修仕上表	指示なき天井仕上げは既存のままとする
Ⓐ	現況 化粧PBt=9.5撤去処分 (LGS下地は既存のまま) グラスウール (10kg/m ³) 撤去処分 改修後 化粧PBt=9.5 (塩ビ見切縁) (下地調整共) グラスウール敷込み
Ⓑ	現況 ラワン合板 t=2.7撤去処分 (見切縁) (LGS下地共) 改修後 岩綿吸音板 t=12 (塩ビ見切縁) (PBt=9.5捨張共) (LGS下地共)
Ⓒ	現況 ケイカル板 t=6 VP撤去処分 (LGS下地は既存のまま) グラスウール (10kg/m ³) 撤去処分 改修後 ケイカル板 t=6 (目隠し) の上、EP塗装 (塩ビ見切縁) (下地調整共) グラスウール敷込み
Ⓓ	現況 スチール枠 25x70 SOP 改修後 SOP塗替
Ⓔ	現況 岩綿吸音板 t=12撤去処分 (塩ビ見切縁) (PBt=9.5捨張共) 改修後 岩綿吸音板 t=12 (塩ビ見切縁) (PBt=9.5捨張共)
Ⓕ	現況 ラワン合板 t=2.7撤去処分 (見切縁) 改修後 ケイカル板 t=6 (目隠し) EP塗装 (塩ビ見切縁) (LGS下地調整共)
☒	現況 天井点検口450角撤去処分 改修後 天井点検口450角新設
☒	天井点検口450角新設 にて指示のあるエリア内外を問わない新設天井点検口

特記事項
 ※天井ふところ1.5m以上の部分について振れ止め補強を行うこと
 凡例
 本工事における改修対象外エリアを示す
 本図において改修指示のない天井仕上げは既存のまま
 平面図に記載の室名は改修後の室名を示す
 ただし、新設指示のある天井点検口は本工事に設置する

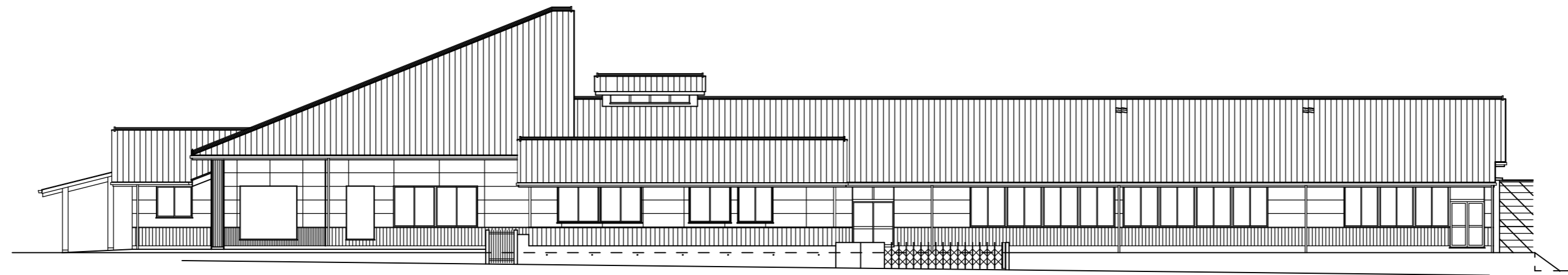
建具表 S=1:100

記号 番号	取付場所	WD 1 手洗い		TB 1 園児便所④		TB 2 園児便所④		TB 3 園児便所③		TB 4 沐浴室		SD 1 サテライトステーション	
		数量	見込	4箇所	30	1箇所	40	1箇所	40	1箇所	40	1箇所	40
形状寸法													
型式		上吊り木製片引き戸		トイレブース		トイレブース		トイレブース		トイレブース		スチール製片開きドア (特定防火設備)	
仕上		メラミン化粧板		メラミン化粧板		メラミン化粧板		メラミン化粧板		メラミン化粧板			
硝子		アクリル (透明) t=3		—		—		—		—		—	
金物		引手、ハンガーレール、スチール三方枠 (SOP塗装)、附属金物一式		取手、丁番、表示錠、SUS巾木、SUS頭繋ぎ、附属金物一式		取手、丁番、SUS巾木、SUS頭繋ぎ、附属金物一式		取手、丁番、SUS巾木、SUS頭繋ぎ、附属金物一式		取手、丁番、SUS巾木、SUS頭繋ぎ、附属金物一式			
備考				小松ウォール工業㈱ サニティブリーズ同等品									

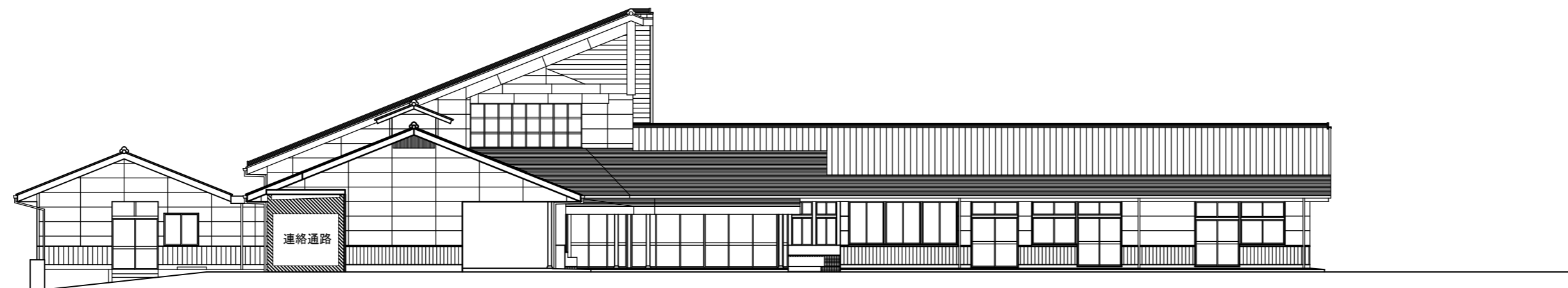
面台詳細図 S=1:20

<p>園児便所③④ 小便器前</p>	<p>園児便所④ 大便器前</p>	<p>園児便所③ 大便器前</p>	<p>沐浴室 大便器前</p>	<p>沐浴室 洗濯パン前</p>
--------------------	-------------------	-------------------	-----------------	------------------

備考	一級建築士事務所 瑞晃建築事務所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥		工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2: S=1:100 A2: S=1:20	図面番号 A-24
			図面名称 建具表、部分詳細図	作図 作図日	



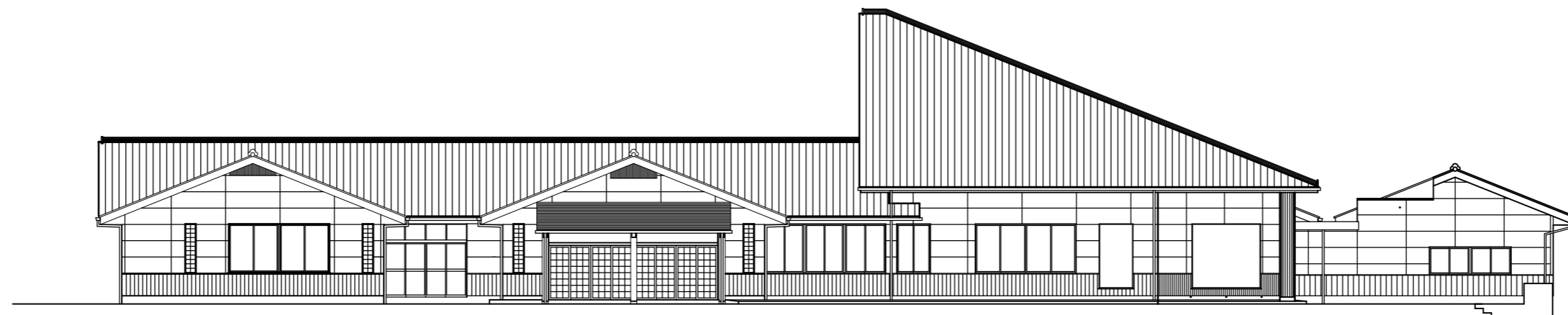
北立面図 S:1/200



西立面図 S:1/200



南立面図 S:1/200



東立面図 S:1/200

備 考	一級建築士事務所 瑞 晃 建 築 事 務 所 一級建築士事務所登録 (ハ) 2325号 一級建築士 320490号 畑 智 弥		工事名称 市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事 (建築工事)	縮尺 A2 : S=1:200	図面番号 A-25
			図面名称 立面図 (参考図)	作図 作図日	